

令和4年陸別町議会3月定例会会議録（第1号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時	開会	令和4年3月8日 午前10時00分			議長	本田 学
及び宣告	散会	令和4年3月8日 午後3時23分			議長	本田 学
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
出席 7人	1	中村佳代子	○			
欠席 0人	2	三輪隼平	○			
凡例	3	久保広幸	○			
○ 出席を示す	4	谷 郁 司	○			
▲ 欠席を示す	6	多胡裕司	○			
× 不応招を示す	7	渡辺三義	○			
▲○ 公務欠席を示す	8	本田 学	○			
会議録署名議員	多胡裕司		渡辺三義			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 庄野勝政			主任主査 竹島美登里		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	野尻秀隆	教育長	有田勝彦		
	監査委員	飯尾清	農業委員長（議員兼職）	多胡裕司		
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副町長	早坂政志	会計管理者	本間 希		
	総務課長	副島俊樹	町民課長	棟方勝則		
	産業振興課長	今村保広	建設課長	清水光明		
	保健福祉センター次長	丹野景広	国保関寛齋診療所事務長	（丹野景広）		
	総務課参事	高橋直人	総務課主幹	請川義浩		
教育長の委任を受けて出席した者の職氏名	教委次長	空井猛壽				
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	瀧口和雄				
選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第1号	専決処分の承認を求めることについて
4	議案第2号	専決処分の承認を求めることについて
5	議案第3号	専決処分の承認を求めることについて
6	議案第4号	陸別町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例
7	議案第5号	令和3年度陸別町一般会計補正予算（第10号）
8	議案第6号	令和3年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
9	議案第7号	令和3年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第5号）
10	議案第8号	令和3年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
11	議案第9号	令和3年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
12	議案第10号	令和3年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
13	議案第11号	令和3年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
14		令和4年度町政執行方針・令和4年度教育行政執行方針

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

○事務局長（庄野勝政君） 御起立願います。

おはようございます。

町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてる、あたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

お座りください。

◎開会宣告

○議長（本田 学君） ただいまから、令和4年陸別町議会3月定例会を開会します。

会議に先立ち、事前に申し上げます。

本日、町広報に使用するため、町民課広報担当職員による写真撮影を会議規則第103条の規定に基づき、議長により許可しておりますので御了承願います。

◎諸般の報告

○議長（本田 学君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（本田 学君） 町長から、行政報告の申出があります。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 12月定例会以降、本日までの行政報告を申し上げます。お手元にお配りしております書面のとおりの内容であります。書面のほか口頭で3件、御報告申し上げます。

1件目は、令和3年3月22日に提起されました陸別歯科診療所の動産引渡し請求事

件についてであります。

本件につきましては、札幌地方裁判所の介在により和解条件の整理が行われてきたところですが、本年2月3日をもって和解が成立いたしましたので御報告いたします。

なお、内容につきましては、今議会におきまして報告するとともに、関係する費用について予算を提案いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

2件目は、国民健康保険療養給付費等負担金の超過交付による返還についてであります。

本件につきましては、令和3年5月18日に受検しました会計検査院会計検査におきまして、平成29年度の国民健康保険療養給付費等負担金の算定に誤りがあることが発見されたものであります。この原因につきましては、療養給付費の算定において給付費の一部を二重計上してしまった、報告数値の誤りによるものであります。平成30年4月1日からの国民健康保険の都道府県単位化によるシステムの変更などにより、北海道のチェックにおきましても間違った数値のまますり抜けてしまったものと思われま。いずれにしましても、当町における申請書類の作成上のミスであり、おわび申し上げますとともに、今後このようなことがないように十分注意してまいりたいと思います。

なお、今議会に返還に必要な予算を提案いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

3件目は、新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてであります。

3回目の接種は、一部に接種控えが見られ、接種率は高齢者が40%、全住民の20%が接種済みとなっており、今月中には高齢者の約7割が接種を完了する見込みであります。

なお、5歳から11歳の小児につきましては、今月下旬から接種を開始するため、対象者への案内及び接種券につきましては、既に発送済みとなっております。

ワクチン接種に当たりましては、当町唯一の医療機関での接種のため、通常の診療時間と発熱外来の時間を確保しながら、さらに日曜日での接種を加えながら今後も取り組んでまいりますので、より多くの町民の接種をお願いするものであります。

このほか、お手元に事業、業務、工事等の発注一覧表も配付しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思。います。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

◎教育関係行政報告

○議長（本田 学君） 次に、教育長から教育関係行政報告の申出があります。

有田教育長。

○教育長（有田勝彦君）〔登壇〕 陸別町議会12月定例会以降、本日までの主な教育関係の行政報告につきましては、書面のとおりであります。書面の中から2件、口頭

で1件御報告いたします。

まず、書面の中から1件目について報告いたします。

1月3日、令和4年陸別町はたちの集いをタウンホールで挙行いたしました。

対象者27名のうち、17名が出席いたしました。式辞の後、野尻町長と本田議長から心のこもったお祝いの言葉をいただき、参加者を代表して中村佳乃さんから決意表明をしていただきました。今年もコロナ禍でありましたので、当日まで参加者で構成される実行委員会の皆さんと実施に向けて式典内容の協議を重ね、感染症対策を講じながら実施いたしました。会場では、御家族の皆様とともに二十歳の門出をお祝いしたところでもあります。

2件目は、新型コロナウイルス感染症対策関係のうち、学校、教育施設、各種行事当の対応についてであります。

1月27日から3月6日までの39日間、北海道はまん延防止等重点措置を実施すべき区域となりました。この間、町内小中学校の児童生徒に放課後の速やかな下校と教職員の定時退勤に努めてまいりました。また、少年団活動は2月3日から3月6日まで活動の自粛を要請し、中学校部活動は2月9日から3月6日まで休止といたしました。陸別小学校で児童1名が感染しましたので、当該学年を2月4日、学年閉鎖といたしました。教育施設につきましては、同期間中、小学校体育館の土日の一般開放を休止いたしました。各種行事関係では、2月、3月に予定されておりました書面に記載の各教室、大会等について中止といたしました。

なお、北海道におけるまん延防止等重点措置につきましては、現在、3月21日まで延長されましたので、3月6日まででありました休止等の対応は同日まで延長することといたしました。

次に、口頭で1件報告いたします。

小中学校の臨時休業についてであります。

昨日3月7日、運行予定でありました町のスクールバスが暴風雪等による悪天候のため、1便が運休となりました。当日の天候状況を踏まえ、小中学校とも協議の上、陸別小学校と陸別中学校を臨時休業することといたしました。今後も感染症対策を徹底し、円滑な教育活動が行われるよう進めてまいります。

以上で、教育関係の主な行政報告を終わります。

○議長（本田 学君） これで、行政報告を終わります。

ただいまの報告に係る一般質問の通告は、本日午後5時までに提出してください。

◎開議宣告

○議長（本田 学君） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（本田 学君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、6番多胡議員、7番渡辺議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（本田 学君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、3月4日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

多胡委員長。

○6番（多胡裕司君）〔登壇〕 令和4年陸別町議会3月定例会の運営について、3月4日に開催いたしました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について御報告をいたします。

今定例会において、町長から事前に配付のありました議案は、議決案件4件、条例関係10件、補正予算7会計、新年度予算7会計の合わせて28件であります。

次に、議会関係では、一般質問3名、意見書案1件、発議案1件及び委員会の閉会中の継続調査についてを予定としております。

会期につきましては、議案の件数、内容等を総合的に勘案し、協議の結果、お手元にお配りしております予定表のとおり、本日から3月18日までの11日間とし、3月12日から15日までの4日間は休会にすることに決定をいたしました。

なお、3月11日、17日、18日につきましては予備の日とし、予定表のとおり議事進行しなかった場合に限り、会議を開くことに決定をいたしました。

次に、議案の一括議題についてであります。議事の能率化を図る上から、提案理由が同一のものなどについては一括して行うことにいたしました。議案第1号から議案第2号までの専決処分の承認について2件と、議案第5号から議案第11号までの令和3年度各会計補正予算7件と、議案第15号から議案第17号までの条例の改正3件と、議案第22号から議案第28号までの令和4年度各会計当初予算7件については、提案理由の説明をそれぞれ一括して受けることといたしました。

なお、従前同様、質疑、討論、採決は、各議案ごとに行うことにいたしましたので御了承願います。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては、特段の御理解と御協力をお願い申し上げ、御報告といたします。

○議長（本田 学君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から3月18日までの11日間としたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月18日までの11日間とすることに決定しました。

次に、お諮りします。

一括議題等、会議の進め方については、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学寛君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

◎日程第3 議案第1号専決処分の承認を求めることについて

◎日程第4 議案第2号専決処分の承認を求めることについて

○議長（本田 学君） 日程第3 議案第1号専決処分の承認を求めることについてから、日程第4 議案第2号専決処分の承認を求めることについてまでの2件を関連あるものとして一括議題とします。

なお、質疑、討論、採決は議案ごとに行いますので、あらかじめ御了承願います。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第1号専決処分の承認を求めることについてですが、子育て世帯への臨時特別給付金の給付に伴いまして予算を補正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないと認めまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたところであります。その内容につきまして、議会に報告し、承認を求めるものであります。

続きまして、議案第2号専決処分の承認を求めることについてですが、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の給付に伴いまして予算を補正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないと認めまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたところであります。その内容につきまして、議会に報告し、承認を求めるものであります。

以上、議案第1号と第2号の2件を一括して提案いたします。

内容につきましては、副町長から説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） それでは、議案第1号専決処分の承認を求めることについての説明をいたします。

3 ページをお開きください。

令和3年度陸別町一般会計補正予算（第8号）。

令和3年度陸別町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,408万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億3,061万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

これより、事項別明細書により説明をいたします。7ページをお開きください。

7ページ、2、歳出であります。

3款民生費2項児童福祉費3目児童措置費1,408万4,000円の補正につきましては、議会12月定例会で追加議案として御審議いただきました子育て世帯への臨時特別給付金の増額分の計上であります。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、ゼロ歳から高校3年生までの子どもがいる世帯に対する臨時的特別給付金で、当初は国のほうから5万円を現金で先行給付し、後に5万円相当のクーポン給付としておりましたが、一括現金給付も認められることになりましたことから、当町におきましても、先行給付に合わせまして一括して現金で給付するため、必要な予算について専決処分したところであります。

補正額につきましては、事業の対象者280人分に対する5万円分の追加分で1,400万円と口座振替手数料8万4,000円の計上であります。これらの経費は、全額が国の補助対象となります。

次に、歳入を説明しますので、6ページのほうを御覧ください。

1、歳入。

14款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費補助金1,408万4,000円の補正であります。補助金の事業費分が給付金と同額の1,400万円、事務費分が口座振替手数料と同額の8万4,000円で、歳出と同額の1,408万4,000円の計上であります。

以上で議案第1号の説明を終わり、次に議案第2号の説明に移ります。

10ページをお開きください。

令和3年度陸別町一般会計補正予算（第9号）。

令和3年度陸別町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,960万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億9,021万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

これより、事項別明細書により説明をいたします。14ページをお開きください。

14ページは、2、歳出であります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費5,960万9,000円の補正であります。

まず、資料により説明をいたしますので、議案説明書資料ナンバー1を御覧いただきたいと思ひます。

この補正につきましては、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金であります。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税均等割非課税世帯等に対して、1世帯当てる10万円を支給するという特別給付金であります。

支給対象者につきましては、記載のとおり、①から③までに該当する方でありまして、支給額につきましては1世帯当たり10万円、支給方法は記載のとおりであります。特別給付金は587世帯分、事務局費として担当職員の時間外勤務手当などを計上しております。この特別給付金につきましても、子育て世帯への臨時特別給付金と同様、全額が国の補助対象となります。

それでは、議案書14ページにお戻りください。

ただいま資料により説明しましたとおり、3節職員手当等が担当職員の時間外勤務手当8万円、10節需用費はコピー用紙などの消耗品費5万円と広報紙掲載、封筒などの印刷製本費4万7,000円、11節役務費は郵便料9万7,000円と口座振替手数料30万5,000円、18節負担金補助及び交付金はシステム改修に係る北海道自治体情報システム協議会負担金33万円と臨時特別給付金の587世帯分、5,870万円、総額5,960万9,000円の計上であります。

なお、15ページから18ページに給与費明細書がありますので、後ほど御覧いただきたいと思ひます。

次に、歳入の説明をいたしますので、13ページを御覧ください。

1、歳入は、14款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費補助金5,960万9,000円の補正であります。補助金の事務費分が歳出の3節職員手当等から18節負担金補助及び交付金の負担金までの合計と同額の90万9,000円、事業費分が臨時特例給付金と同額の5,870万円、合わせまして5,960万9,000円の計上であります。

以上で、議案第1号及び議案第2号の説明を終わります。以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしく御願ひ申し上げます。

以上であります。

○議長（本田 学君） これから、議案第1号専決処分の承認を求めることについて、令和3年度陸別町一般会計補正予算（第8号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行ひます。

事項別明細書は、6ページから7ページまでを参照してください。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） コロナの状況の中でまだまだ終息していない中なのですけれども、国のほうで最初は5万円だったものを、全額現金で支給するという方向転換の中で処理されたわけなのですけれども、予定どおり支給しているのか、人数と現在の状況をちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） 予算は280名ということで、12月24日に支給しました。それ以降も申請がありますので支給していきまして、現在264名の支給をしています。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 支給率が大体9割近くだと思うのですけれども、あとの残りについては、どういう状況で申請されていないのか。分かれば教えてください。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） 該当者は100%支給されています。これから、新生児、出生されますと該当しますので、その分の予備ということで人数を見ていますが、該当者は全て支給されています。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第1号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

これから、議案第2号専決処分の承認を求めることについて、令和3年度陸別町一般会計補正予算（第9号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、13ページから14ページまでを参照してください。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、14ページの18節の負担金補助及び交付金、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金5,870万円について質問させていただきます。

議案説明書資料ナンバー1に、予算額算出の詳細が記載されております。その中の支給対象者の②についてであります。これは令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減って住民税均等割非課税世帯と同様に生活が困窮している世帯ということで28世帯が予算化されておりますが、支給対象者①のほうであれば、住民税均等割の非課税世帯というのはかなり高い精度で把握できることだろうと思いますが、②のほうはどのようにして把握されて算出されたのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） ①のほうは、令和3年1月現在の世帯数は1,300世帯です。それから課税世帯741世帯を引いた残りが559世帯ということで、計算で出ています。②につきましては、国のほうで推計値が出まして、①の5%という数字が出ましたので、559世帯の5%で28世帯ということで出しております。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 対象者の②については、推計値ということでございました。それで、実際の需要を考えた場合、①は、もう間違いなく把握のとおりだろうと思いますが、②については、コロナウイルスの感染症の拡大に伴う収入の減少というのは、過去にコロナウイルスの感染症の拡大によって廃業もしくは雇い止めをされた方がいるのかということをお伺いした経緯がございます。その時点ではまだ把握されていないと、そういうものが発生していないというようなお答えであったと思います。そのような状態が今も続いているとすれば、支給対象者②については、主に自営業者を想定したものとなるのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） まだ申請等がありませんので分かりませんが、今言ったように、自営業者等で収入が減少して非課税世帯に相当する額になれば該当します。

昨年、国民健康保険の課税免除、減免した経過がありますが、そのときは自営業者3件が出て減免しています。もう1件は、給与収入の方で減少したということで減免していますので、給料が減って減免ということも考えられますけれども、今回はあくまでもコロナの影響があつてということに限定していますので、想定としてはないのかなと思っています。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 支給対象者②についてであります。②のみ9月末まで申請が可能ということになります。したがって、期間が長いわけですが、会計の支出も繰越明許費を①も含めてですが充てられることになると思います。それで②の場

合、これは期間が長いのですけれども、順次申請があった時点で支給していくことになるのかをお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） まず①につきましては、2月中旬に支給方法にあります非課税世帯に対する確認書を送付しています。この送付件数が454件であります。454件送付しまして、3月15日までに提出があった方に対しては3月末に支給する予定です。現在、約56%、255名の提出がありましたので、この方につきましては3月下旬に支給することになります。期限までに来なかった方につきましても、順次支給する予定ですので、それが3月以降、4月以降になると思います。

②の方につきましても、同じように、申請があり次第、審査して支給することになります。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第2号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

◎日程第5 議案第3号専決処分の承認を求めることについて

○議長（本田 学君） 日程第5 議案第3号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第3号専決処分の承認を求めることについてですが、令和3年3月22日に提起されました動産引渡し請求事件に関しまして、金額の生じない和解に応じるため、地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして専決処分をしたところであります。その内容につきまして議会の報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、副町長から説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） それでは、私のほうから議案第3号について御説明を申し上げます。

町長の提案理由の説明のとおり、本件につきましては、令和3年3月22日に提起されました動産引渡し請求事件の和解に応じるために、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、第2項の規定により議会に報告するものであります。

議会の議決事件を規定します地方自治法第96条第1項のうち本件和解につきましては第12号で規定されているところでありますが、地方自治法第180条には普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは普通地方公共団体の長においてこれを専決処分に行うことができると定められております。

当町では、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定による事件では、1件につき100万円以下の和解及び損害賠償に関することが町長の専決事項に指定されておりますことから、これに基づきまして、本件について専決処分をいたしましたので、今回報告するというものであります。

それでは、議案第3号の条文を読み上げさせていただきます。

動産引渡し請求事件に係る和解について。

動産引渡し請求事件について、次のとおり和解するものとする。

記。

1、事件の概要。

原告は、陸別町を被告として、令和元年5月31日付で町と原告が締結した動産譲渡契約の締結時に同意された「条件」を町が履行しなかったと主張して、町の債務不履行を理由とする譲渡契約の解除、動産引渡しを求める訴訟を令和3年3月22日に札幌地方裁判所へ提起した。

町は、動産譲渡契約には何ら条件はなかった旨を主張した。準備手続において裁判所が介在して、和解条件の整理が行われた。

2、当事者。

原告、札幌市中央区北4条東4丁目5番地81、Eーハイム札幌106号、荒川英雄。

被告、足寄郡陸別町字陸別東1条3丁目1番地、陸別町。

3、和解の内容。

(1) 被告は、原告に対し、令和4年3月3日限り、礼状を送付する。

(2) 被告は、原告に対し、令和4年4月28日限り、被告よって発行される町の広報紙の最終ページ（裏表紙部）に、寄附の内容を掲載する。

(3) 原告は、その余の請求を放棄する。

(4) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを確認する。

(5) 訴訟費用は各自の負担とするであります。

なお、礼状につきましては、2月10日に送付をしております。

また、広報りくべつ3月号に寄附の内容を掲載し、3月4日からの町内回覧にて配付をしております。

以上、簡単ではございますが議案第3号の説明とさせていただきます、以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） こういう問題というのは、非常に難儀なものだと思うのですが、私的には、時間があまりかからないでいろいろなことに波及しないでこのまま和解したということについては、大変喜ばしかったと思っています。そういった意味で、町の部局等について、また相手方の荒川さんに対しても、こういう穏便な形で終結したことを喜びたいと思いますけれども。

1点だけお聞きしたいのは、広報で一応寄附されたものについて掲載するというふうにもこの中でも条件があったのですけれども、私もつい最近、りくべつ広報を見たのですけれども、品物はいろいろ4点ぐらいあるのですけれども、實際上価格的にどれくらいのものであったのかどうかお聞きしたいと思います。時価相場とか新品とかではなくて、おおよそどのぐらいのものを受けたのかなということをお聞きしたいと思います。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 原告のほうが裁判所に申立てした訴訟物の価格について申し上げますと、合計で1,000万円ほどというふうに記載をされております。

当町との契約の中身につきましては、広報の後ろに書かれております3件プラスその他ということになっておりますが、全部で20種、その他一式の動産がありますということで訴状の添付資料がつけられております。

契約書に記載された3種の動産であります、現在の価格でまず申し上げます。診療台が425万円から475万円のものということで、これが3台、バキュームモーターにつきましては4万円で1台、歯科材料加湿器が9万9,800円で1台、このようになっております。これが減価償却されて、要するに使われたものなのでということで1,000万円ほどの価格になりますよということで資料として提出されております。

価格については、以上であります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 簡単に言えば、新品の価格でないことは事実なのですが、こういうものをもらったときに、これは監査のほうの対象になるかと思うのですが、実際上備品としての目録か何かに載っていくことになるのですか。その辺をお聞きします。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 本件については、契約日と同時に次の歯医者が即日継続して利用できるように、動産の引渡しと同時に次の医療される方に町から譲渡しております。したがって、備品等では、もらったものについては記載しましたが、これについての登録というのはされておられません。

以上であります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） そういう手法でやられたということが今分かったわけなのですが、いずれにしても、寄附ということで受け取った中での形で、最終的にこういう器械は新しく来た歯科医に使ってもらわなければならないという形ですので、そういった意味合いの中で、これが当然、簡単に言えば、いなくなった時点でこれを当町でそろえて新しい歯科医に買ってもらわなければならないのが、今回寄附になったという形で、新しい歯科医に譲渡ということで副町長が言ったわけなのですが、そういった手法については、簡単に言えば、いろいろ自治法がどうのこうのという話も含めて、問題はないというふうに押さえてよろしいですか。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 本件については、言葉尻で話をするようになってしまいますが、荒川さん側から次の医師のほうに使ってもらいたいということで、それを町を通して、町に置いてきましたよということが分かるようにということで、無償譲渡ということで無料で置いていきますということであります。それを置いていっても、結局、町で使うものではありませんので、そのまま譲渡して利用していただくという認識でこちらは手続を進めたわけでありまして。

この認識の中で、もめたというか訴訟の原因にもなっているわけですが、そういった意味で、町としては無償で受けたものを無償でそのまま利用していただいたというふうに考えておりますので、問題はないというふうに考えております。

以上であります。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第3号専決処分承認を求めることについてを裁決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり承認されました。

**◎日程第6 議案第4号陸別町道路の構造の技術的基準等を定める
条例の一部を改正する条例**

○議長(本田 学君) 日程第6 議案第4号陸別町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第4号陸別町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例についてですが、道路構造令の一部を改正する政令が施行されたことに伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(本田 学君) 清水建設課長。

○建設課長(清水光明君) それでは、議案第4号陸別町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。

陸別町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を次のように改正するであります。説明につきましては、議案説明書の資料ナンバー2のほうで説明をさせていただきますので、そちらを御覧ください。

今回の改正につきましては、大きく2点であります。

まず、資料のほうの第34条、交通安全施設の部分につきましては、今回新たに自動運転技術の実用化のため、道路に設置される自動運行補助施設というものを条文の中に加えております。

続きまして、「第46条」を「第47条」といたしまして、第45条の次に第46条を加えております。第46条が歩行者利便増進道路に関する構造の基準等を加えております。

また、最後になりますが、この条文を加えたことによりまして、第4条の文章の上から3行目、次条から「第45条」を、加えました「第46条」までに定めるところによるというような改正点であります。

説明につきましては、以上であります。

それでは、議案書のほうに戻らせていただきまして、附則を読み上げたいと思います。

附則、この条例は、公布の日から施行するであります。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

4 番谷議員。

○4 番（谷 郁司君） 交通安全で、歩行者等について危険を防ぐために自動運転の車が開発されているわけなのですが、それに対する補助施設ということになれば、それ相当の施設設備費がかかると思うのですが、こういうものについては国から補助みたいなものが来るのか。それとも、あくまでも自己資金でやるのか、その辺ちょっと伺いたいのですが。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 今回は条例の改正ということでして、現在、国のほうで進めております施設、実験等も見据えての改正ということであります。

施設につきましては、道路上のほうに埋め込むような、例えばなのですけれども、電磁マーカースとか磁気誘導線ですとかといったものらしいのですが、事業に関しましては、具体的に試験段階なものですから、まだそういった事業についての通知までは来ておりませんので、この辺につきましては、今後もし何か通知があれば、そういったものも見据えて検討していくような形になるのかと思います。

以上です。

○議長（本田 学君） 4 番谷議員。

○4 番（谷 郁司君） 先の話だから予測が立たないということで、今、課長は説明されたのですが、今後、道路の改修によって安全が保たれるということになれば、当然道路設備をする上での設備費等については、町の負担も何ぼかあってもいいけれども、国の事業ということで一貫して、その辺は町長として常に、実施されてからではなくて、今からそういう要望をきちっと出していってもらいたいと思うのですが、その辺どうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） こういったことは、これからもいろいろなことが発生してくると思うのですが、議員おっしゃるように、これからも町村会等でこういったことで遅れないように話し合いながら、できるものであれば、道なり国のほうに要望していきたいと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第4号陸別町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

11時5分まで休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時05分

○議長(本田 学君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 7 議案第5号令和3年度陸別町一般会計補正予算(第10号)

◎日程第 8 議案第6号令和3年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)

◎日程第 9 議案第7号令和3年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第5号)

◎日程第10 議案第8号令和3年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

◎日程第11 議案第9号令和3年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

◎日程第12 議案第10号令和3年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)

◎日程第13 議案第11号令和3年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○議長(本田 学君) 日程第7 議案第5号令和3年度陸別町一般会計補正予算(第10号)から、日程第13 議案第11号令和3年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)まで、7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君) [登壇] 議案第5号令和3年度陸別町一般会計補正予算(第1

0号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,884万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億6,906万8,000円とするものであります。

続きまして、議案第6号令和3年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ366万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,370万2,000円とするものであります。

続きまして、議案第7号令和3年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第5号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,927万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,495万9,000円とするものであります。

続きまして、議案第8号令和3年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ484万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,633万5,000円とするものであります。

続きまして、議案第9号令和3年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ462万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,096万1,000円とするものであります。

続きまして、議案第10号令和3年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ797万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,506万2,000円とするものであります。

続きまして、議案第11号令和3年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ117万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,963万4,000円とするものであります。

以上、議案第5号から議案第11号まで、7件を一括提案させていただきます。

内容につきましては、副町長から説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(本田 学君) 早坂副町長。

○副町長(早坂政志君) それでは、私のほうから議案第5号から第11号までを一括して説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、各会計を共通しまして各事務事業の確定、または入札執行での確定見込みなどによります減額が主な内容となっております。

また、昨年同様、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、会議や研修会が書

面会議ですとかウェブ会議に変更となっております、それから会議等中止にもなっております。旅費、車両の借上げ、会議負担金などにつきましては、各科目において減額をさせていただいております。これらにつきましては、省略または簡略に説明をさせていただきますので、あらかじめ御承知願います。

それでは、これより議案第5号の説明から始めさせていただきます。

一般会計補正予算の1ページをお開きください。

議案第5号令和3年度陸別町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の既定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条、地方債の追加、変更は、「第4表地方債補正」による。

それでは、これより事項別明細書によりまして説明をいたします。

歳出から説明いたしますので、22ページをお開きください。

22ページ、2、歳出であります。

1款1項1目議会費につきましては、186万6,000円の減額の補正であります。8節旅費から18節負担金補助及び交付金まで、こちらにつきましては、いずれも確定または確定見込みによる減額であります。

23ページに移ります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきまは、537万6,000円の減額の補正であります。1節報酬から9節交際費まで、いずれも確定見込みによる減額。10節需用費、消耗品費は図書の新録などの量の増加に伴います増額であります。12節委託料から13節使用料及び賃借料につきましては、確定見込みによる減額で、車両借上料につきましては、町長の出張時のハイヤー借上料でありましたが、当初平年ベースの出張数を見込んでおりましたが、利用が少なかつたために減額するものであります。18節負担金補助及び交付金、地域公共団体情報システム機構の負担金につきましては、社会保障・個人番号カード委託費の確定による増であります。これは全額が国庫補助の対象であります。

次に、24ページをお開きください。

2目文書広報費につきましては42万5,000円の減額の補正で、1節報酬から10

節需用費まで、いずれも確定見込みによります減額。

5目財産管理費は、4億1,947万円の増額の補正であります。12節委託料の説明欄になりますが、一番下、訴訟委任につきましては、議案第3号の専決処分で説明をいたしました動産引渡し請求事件で、札幌市内の弁護士事務所に代理人の依頼をしております、その訴訟委任解決報償金52万4,000円の計上であります。そのほかにつきましては、いずれも確定または確定見込みによる減額であります。施設設備等改修につきましては、北電のNTT柱の建替えに伴う光ケーブル付け替え業務の495万円の減額、道営一般農道整備事業に係る光伝送路移設の379万9,000円の減額が含まれております。次の13節の使用料及び賃借料と14節工事請負費についても、確定による減額であります。工事請負費の建物解体につきましては、旧鹿野水産店舗等の解体、庁舎改修は非常用自家発電設置、タウンホールエアコン設置、電話設備取替改修工事であります。25ページに移りまして、24節積立金であります。4億4,403万2,000円の増額の計上であります。事業の確定または確定見込みに伴います歳出の減額分、それから、普通地方交付税等の確定に伴います留保分を各基金へ積み立てようとするものであります。内訳につきましては、財政調整基金に残額を調整しまして6,269万6,000円の積立て、減債基金には1億円の積立て、ふるさと整備基金は指定寄附5件の100万円、ふるさと納税162件で232万1,000円、社会資本整備総合交付金2,790万円、合わせまして3,122万1,000円の積立てであります。

なお、社会資本整備総合交付金につきましては、公営住宅建設等に係る先行交付がありましたので、新年度で2,790万円同額を事業の財源として基金から繰入れすることとしております。

いきいき産業支援基金はふるさと納税30件、36万7,000円と上乗せの積立て5,000万円を合わせまして5,036万7,000円の積立て。ふるさと銀河線跡地活用等振興基金は、ふるさと納税分34件、48万5,000円の積立て。町有林整備基金は、ふるさと納税25件、35万5,000円、立木等売払い分収益390万8,000円、合わせまして426万1,000円の積立て。地域福祉基金は、ふるさと納税23件、28万5,000円、上乗せの積立て1億円、合わせまして1億28万5,000円の積立てであります。公共施設等維持管理基金も今後の事業への充当を考慮しまして7,000万円を積立てするものであります。給食センター管理運営基金は、ふるさと納税48件、67万3,000円、上乗せの積立てで2,400万円、合わせまして2,467万3,000円の積立て。スポーツ振興基金は、ふるさと納税4件、4万4,000円の積立てであります。

次の6目町有林野管理費につきましては、422万7,000円の減額の補正ですが、1節報酬から次のページの15節原材料費まで、町林管理事業の確定または確定見込みによる減額であります。

26ページに移ります。

26ページの7目企画費につきましては、1,852万7,000円の減額の補正であります。この目につきましても、1節報酬から次のページの18節負担金補助及び交付金まで、いずれも確定または確定見込みによる減額であります。

なお、26ページの12節委託料にありますワーケーションモニター事業につきましては、アフターコロナを見据えた新規事業として当初計上いたしましたが、北海道が緊急事態宣言地域となりましてコロナの感染者数に波はありましたが、なかなか減少につながらない状況にもありまして、この事業につきましては実施に至らなかったため減額するものであります。

次のページの18節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、地方創生推進交付金事業負担金がUIJ新規就業支援事業者への対象者の見込みがないことから減額するものであります。通学定期差額補助事業につきましては、利用者12名での確定見込みによる減額。補助金につきましては、移住定住促進住宅建設等補助金が新築2件、改修12件での確定見込みによります減額。太陽光発電設置事業につきましては、申請の見込みがございませんので、3件分全額の減額であります。景観形成事業につきましては、10件の確定見込みによる減額。地域内交通対策事業は、昨年7月から実証実験として実施しております乗合タクシー事業であります。1月までの実績によります推計によりまして233万9,000円を減額しております。交付金の移住交流対策事業は、移住フェアの中止ですとか不参加によります減額であります。

10目諸費8万2,000円の減額の補正で、1節報酬から18節負担金補助及び交付金まで、確定見込みによる減額となっております。

28ページをお開きください。

11目交流センター管理費は60万5,000円の減額の補正で、14節工事請負費の施設設備改修は、オーロラハウスのエアコン設置工事の確定によります減額であります。12目銀河の森管理費は166万8,000円の減額の補正で、1節報酬から17節備品購入費まで確定見込みによる減額であります。

次に、13目地域活性化推進費1,184万8,000円の減額の補正であります。この目につきましても、1節報酬から30ページの18節負担金補助及び交付金まで、確定または確定見込みによる減額であります。

なお、地域おこし協力隊につきましては、商工観光推進員は年間雇用の見込みであります。農業環境支援推進員が4月から9月までの雇用、それから酪農支援推進員、商工支援推進員については、雇用がなかったことによる減額であります。

次のページの12節委託料のほうを御覧ください。委託料にありますPR動画作成であります。地域おこしや移住希望者に向けての動画作成を当初考えおりましたが、地域交流や多くの地域おこしフェアが中止となりましたので、今年度につきましては直営で先輩移住者の紹介動画を制作しまして、今回予算を全額減額しております。

30ページに移ります。

下段になりますが、15目特別定額給付金事業費20万円の減額の補正でありまして、年度内の出生者数を18名と見込みまして減額をするものであります。

次に移りまして、2項徴税費1目税務総務費は、8節旅費の確定見込みによります14万円の減額の補正。

2目賦課徴収費12万1,000円の減額の補正は、8節旅費から13節使用料及び賃借料まで、確定見込みによる減額であります。

3項1目戸籍住民基本台帳費は、231万円の増額の補正であります。8節旅費につきましては確定による減額。18節負担金補助及び交付金につきましては、戸籍システム符号取得関連作業の未実施、それから戸籍附票アプリケーション連携関係費用の確定によります38万5,000円の減額、これと国民年金適用関係届書作成仕様変更に伴うシステム改修費3万7,000円、それからマイナンバーカード所有者の転入転出手続に係るシステム改修で272万8,000円の増額の計上であります。

なお、272万8,000円につきましては、全額が国庫補助の対象で、繰越明許費として計上しております。

32ページに移ります。

4項選挙費1目選挙管理委員会費41万5,000円の減額の補正であります。1節報酬から18節負担金補助及び交付金まで、確定見込みによる減額。

2目衆議院議員選挙費87万9,000円の減額の補正も、1節報酬から次のページの11節役務費まで、確定による減額であります。

続きまして、33ページ、5項統計調査費1目指定統計調査費5万4,000円の減額の補正につきましても、1節報酬から11節役務費まで、確定による減額であります。

34ページに移ります。

6項1目監査委員費47万7,000円の減額の補正につきましても、8節旅費から18節負担金補助及び交付金まで、確定見込みによる減額であります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は468万4,000円の増額の補正であります。2節の給料につきましては、産休中の職員の復帰に伴います22万8,000円の増額。7節報償費から次のページの18節負担金補助及び交付金まで、確定見込みによる減額であります。次のページの19節扶助費の障害者介護給付費につきましては、施設入所者2名増に伴います184万1,000円の増額であります。27節繰出金は、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金938万7,000円の増額、介護保険事業勘定特別会計への繰出金105万2,000円の減額、合わせまして833万5,000円の増額の計上であります。

2目老人福祉費は377万7,000円の減額の補正で、1節報酬から7節報償費まで、確定見込みによる減額であります。36ページに移ります。8節旅費から18節負担金補助及び交付金までも確定または確定見込みによる減額。このうち12節委託料の敬老事業につきましては、中止によりまして減額としております。13節使用料及び賃

借料の老人緊急通報システム借上料は、延べ209台の借上げの見込みによる減額であります。18節負担金補助及び交付金の補助金ですが、デイサービス運営事業は利用人員の増に伴います補助金の減額、介護予防・日常生活支援総合事業運営事業につきましては、利用件数の見込み減によります介護保険会計から支払われる委託料が減額となりますことから121万8,000円をこの科目で増額して計上するものであります。

なお、議案説明書、資料ナンバー4にデイサービスセンターの運営費補助の資料がつけてありますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

3目後期高齢者医療費につきましては、27節繰出金で、後期高齢者医療特別会計への繰出金117万6,000円の減額の補正であります。

37ページです。

次に、2項児童福祉費1目児童福祉総務費につきましては229万1,000円の減額の補正で、1節報酬から18節負担金補助及び交付金まで、確定または確定見込みによる減額であります。1節の報酬につきましては、会計年度任用職員に応募がなかったことによる減額であります。それから18節負担金補助及び交付金の施設型給付費負担金につきましては、他町の認定こども園の利用減に伴います減額であります。

2目児童福祉施設費160万円の減額の補正につきましても、1節報酬から次のページの18節負担金補助及び交付金まで、確定または確定見込みによる減額であります。

次、38ページをお開きください。

3目児童措置費は87万2,000円の減額の補正で、18節負担金補助及び交付金の負担金の北海道自治体情報システム協議会は、児童手当制度改正に伴うシステム改修で31万3,000円の増額。これは全額が国の補助対象となります。19節扶助費は、対象児童の見込みによる児童手当の減額であります。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費は40万9,000円の減額の補正で、8節旅費から18節負担金補助及び交付金まで、いずれも確定による減額であります。

次のページに移りまして、2目保健衛生施設費8万8,000円の減額の補正も、14節工事請負費の保健センター改修工事の確定による減額。

3目予防費344万6,000円の減額の補正も、1節報酬から19節扶助費まで、確定または確定見込みによる減額であります。

なお、このうち12節委託料の各種健診事業におきましては、母子保健事業が57万9,000円の減額、成人保健事業が105万2,000円の減額、風疹追加対策事業が8万円の減額となっております。

4目環境衛生費157万9,000円の減額の補正につきましても、1節報酬から次のページの14節工事請負費まで、確定または確定見込みによります減額であります。40ページに移ります。12節委託料の騒音等調査であります。車両の通行による騒音の調査で、苦情があった場合に実施するため予算措置をさせていただきましたが、実施の見込みがなくなりましたので減額するものであります。

5目診療所費27節繰出金は、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への繰出金2,439万1,000円の減額の補正であります。

2項清掃費1目清掃総務費51万3,000円の増額の補正であります。18節負担金補助及び交付金の十勝圏複合事務組合の負担金の確定による1万9,000円の増額、し尿搬送助成金の増額による増額となっております。

41ページです。

2目塵芥処理費28万8,000円の減額の補正で、8節旅費から18節負担金補助及び交付金まで、確定による減額であります。14節工事請負費の機器更新工事につきましては、ストックヤードのトラックスケールの更新分であります。

3項水道費1目専用水道費14万5,000円の減額の補正につきましても、8節旅費から12節委託料まで、確定見込みによる減額。

2目水道費27節繰出金は、簡易水道事業特別会計の繰出金532万8,000円の減額の補正であります。

42ページをお開きください。

5款労働費1項1目労働諸費は、18節負担金補助及び交付金の地区連合への補助金5万円の減額。

3目雇用再生対策費は18節負担金補助及び交付金で、事業者雇用促進支援補助金の新規雇用者8名分の増によります214万2,000円の増額の補正であります。

続きまして、6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費であります。131万1,000円の減額の補正です。8節旅費から13節使用料及び賃借料まで、確定または確定見込みによります減額であります。

なお、このうち12節委託料の農地情報公開システム整備事業につきましては、この事業を行う前に地図データの修正を行う必要が生じたことから、事業を中止することとして減額をしております。

43ページであります。

3目農業振興費1,817万2,000円の減額の補正も、8節旅費から18節負担金補助及び交付金まで、確定または確定見込みによる減額。このうち中山間地域直接支払事業につきましては、制度が変わり中核的な業務を担う所得超過者が抜けたことに伴いまして1,715万7,000円の減額となっております。

4目畜産業費は、500万2,000円の増額の補正であります。7節報償費から13節使用料及び賃借料まで、確定または確定見込みによる減額。18節負担金補助及び交付金の525万円につきましては、陸別市街からバイオガスプラントまでの電力系統連携工事でありまして、北電から今年度の概算額が2,300万円になるとの連絡がありましたので、当初予算計上額との差額525万円を補正するものであります。

なお、議案説明書、資料ナンバー5に電力系統連携工事負担金の工事概要がつけてありますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

44ページをお開きください。

5目農地費は、3,263万1,000円の減額の補正であります。1節報酬から16節公有財産購入費まで、確定または確定見込みによる減額。18節負担金補助及び交付金の道営土地改良事業地元負担金につきましては、中陸別地区道営農道整備特別対策事業の確定によります2,600万円の減、トマム地区道営農地整備事業377万2,000円の減額で、トマム地区道営農地整備事業につきましては、地元負担金と北海道土地改良事業団体連合会への負担金を合わせまして514万2,000円が繰越明許となります。

なお、議案説明書、資料ナンバー6-1と6-2にトマム地区道営農地整備事業の年度別事業計画と工事箇所図がつけてありますので、後ほど御覧いただきたいと思ます。

その下の農業競争力強化基盤整備事業負担金につきましては、道営の陸別第2地区草地畜産基盤整備の確定見込みによる減額であります。

6目営農用水管理費は、1,171万2,000円の増額の補正であります。8節旅費から12節委託料、次のページの14節工事請負費、17節備品購入費、21節補償補填及び賠償金につきましては、確定または確定見込みによる減額。10節の需用費の光熱水費につきましては、上陸別地区、トラリ地区の施設の電気料に不足が見込まれるための増額であります。同じく10節需用費の消耗品費と13節使用料及び賃借料の複写機使用料、18節の負担金補助及び交付金の北海道土地改良事業団体連合会への負担金、それから地元負担金につきましては、道営担い手畑地帯総合整備事業第2上陸別地区事業の増額の計上であります。この事業につきましては、事務雑費を含みます総額3,608万円が繰越明許費となります。

なお、この議案説明書、資料ナンバー7-1と7-2に、事業の実績、計画表と工事箇所図がつけてありますので、後ほど御覧いただきたいと思ます。

45ページに移りまして、7目公共草地管理費10万8,000円の減額の補正は、14節工事請負費、18節負担金補助及び交付金ともに確定による減額。

8目農畜産物加工研修センター管理費20万1,000円の減額の補正も、1節報酬で確定見込みによる減額であります。

46ページをお開きください。

2項林業費1目林業振興費は、1,516万9,000円の減額の補正であります。1節報酬から18節負担金補助及び交付金まで、確定または確定見込みによる減額であります。47ページに移りまして、14節工事請負費であります。陸別地区小規模治山事業の確定による減額。18節負担金補助及び交付金の補助金のうち民有林造林促進事業は北海道の事業費が当初見込額より減少したこと、それから、野そ駆除の予察調査による薬剤散布範囲の縮小などによる減額であります。森林環境譲与税事業の林業担い手対策推進事業、林業作業道補修事業、私有林整備事業につきましては、いずれも事業の

確定による減額であります。

2目狩猟費104万2,000円の減額の補正も、1節報酬から7節報償費まで、いずれも確定見込みによる減額。

3目林道新設改良費133万7,000円の減額も、東トマム高台線林道改良事業の1節報酬から次のページ14節工事請負費までの事業の確定による減額であります。

48ページをお開きください。

7款1項商工費2目商工振興費は480万7,000円の減額の補正で、18節負担金補助及び交付金につきましては確定見込みによる減額であります。なお、小規模企業振興事業につきましては、31件分を見込みまして480万4,000円の減額であります。

3目観光費305万2,000円の減額の補正につきましては、8節旅費から18節負担金補助及び交付金まで、コロナ感染症による事業の中止、縮小による確定見込みによる減額であります。

49ページに移ります。4目公園費は14節工事請負費で、イベント広場内の側溝整備工事の確定によります減額の補正。

5目消費者対策費も7節報償費から18節負担金補助及び交付金まで、合わせて24万3,000円の確定見込みによる減額の補正であります。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費38万3,000円の減額の補正につきましても、8節旅費から18節負担金補助及び交付金まで、いずれも確定見込みによる減額であります。

50ページをお開きください。

2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費145万6,000円の減額の補正も、12節委託料、16節公有財産購入費ともに確定によります減額。

2目道路維持費も、12節の委託料の確定による474万2,000円の減額であります。

3目橋りょう維持費1,063万円の減額の補正は、8節の旅費、14節の工事請負費ともに確定による減額で、共和橋の補修工事であります。22節償還金利子及び割引料の3,000円は、令和2年度の工事で発生した鉄くずの処分に係る国庫返納金であります。

51ページです。

4目道路新設改良費134万4,000円の減額の補正は、1節報酬から18節負担金補助及び交付金まで確定による減額で、このうち14節工事請負費は、町道宮下通りの道路整備の確定による117万7,000円の減額であります。

4項住宅費1目住宅管理費46万円の減額の補正も、8節旅費から14節工事請負費まで、確定による減額であります。

52ページをお開きください。

2目住宅建設費、こちらも8節旅費から14節工事請負費まで、いずれも社会資本整備総合交付事業の確定によります1,841万4,000円の減額の補正であります。

5項1目下水道費27節繰出金は、公共下水道事業特別会計への繰出金452万6,000円の減額の補正。

53ページに移りまして、9款1項1目消防費も、1節報酬から18節負担金補助及び交付金まで、確定による402万2,000円の減額の補正であります。

54ページをお開きください。10款教育費1項教育総務費であります。1目教育委員会費14万2,000円の減額の補正につきましては、8節旅費から12節委託料まで、確定または確定見込みによる減額。

2目事務局費3,375万9,000円の減額の補正も、8節旅費から次のページの17節備品購入費まで、確定または確定見込みによる減額であります。このうち11節役務費と14節工事請負費、17節の備品購入費につきましては、アスベスト含有調査などによりまして今年度実施できませんでした教員住宅の建設事業の経費であります。

55ページに移りまして、3目教育振興費357万6,000円の減額の補正、こちらも1節報酬から12節委託料まで、確定または確定見込みによる減額であります。

56ページをお開きください。

4目スクールバス運行管理費につきましては、10節需用費の修繕料で、こちらは西斗満線を運行していますバスのクラッチの修繕料25万円の増額の補正であります。

5目教育研究諸費15万1,000円の減額の補正は、8節旅費から18節負担金補助及び交付金まで、確定または確定見込みによる減額。

2項小学校費1目学校管理費は、12節委託料18万1,000円の減額の補正で、確定による減額であります。

2目教育振興費49万4,000円の減額の補正も、18節負担金補助及び交付金、それから19節の扶助費ともに確定見込みによる減額であります。

57ページに移りまして、3項中学校費1目学校管理費12節委託料23万6,000円の減額の補正も、確定による減額。

2目教育振興費113万7,000円の減額の補正も、18節負担金補助及び交付金、19節扶助費ともに確定見込みによる減額であります。

58ページに移ります。

4項社会教育費1目社会教育総務費386万円の減額の補正であります。1節報酬から18節負担金補助及び交付金まで、コロナ感染症によります事業の中止等の影響による確定または確定見込みによる減額であります。

59ページに移りまして、2目公民館費につきましても、7節報償費、12節委託料ともに確定または確定見込みによる9万3,000円の減額。

3目文化財保護費も、7節報償費から14節工事請負費まで、確定による28万5,000円の減額の補正であります。

60ページをお開きください。

5項保健体育費1目保健体育総務費は52万4,000円の減額の補正で、7節報償費から18節負担金補助及び交付金まで、各種講座、大会、教室等の中止に伴います確定または確定見込みによる減額。

2目体育施設費は195万9,000円の減額の補正で、1節報酬から次のページの15節原材料費まで、体育施設の管理に係る経費の確定または確定見込みによる減額であります。

61ページの下段になりますが、3目学校給食費は262万8,000円の減額の補正で、1節報酬から次のページの8節旅費まで、確定見込みによる減額であります。

62ページをお開きください。

11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費1目農業用施設災害復旧費8万3,000円の減額、2目林業用施設災害復旧費3万5,000円の減額、2項公共土木施設災害復旧費1目道路橋りょう災害復旧費3万5,000円の減額につきましては、いずれも8節旅費の確定による減額であります。

63ページの12款1項公債費につきましては、1目元金57万5,000円の増額と2目利子217万6,000円の減額の補正でありまして、令和2年度分の地方債の借入額の確定に伴います補正であります。

64ページから68ページまで給与費明細書がありますので、後ほど御覧をいただきたいと思えます。

以上で歳出を終わりにして、次に歳入の説明に移ります。11ページをお開きください。

11ページは、1、歳入であります。

1款町税1項町民税1目個人1,096万3,000円の増額の補正につきましては、1節現年課税分が本年度分の調定見込みによります1,068万8,000円と、2節滞納繰越分が収納率向上によります27万5,000円の補正であります。現年課税分につきましては、当初コロナ感染症の影響を鑑みまして例年より抑えた比率で当初予算を計上いたしました。実績では例年実績を超える額が見込まれております。

9款1項1目地方特例交付金につきましては、確定による41万円の減額の補正。

10款1項1目地方交付税は、普通地方交付税の確定による現在の留保額1億9,086万9,000円の増額の補正であります。これによりまして、普通地方交付税の予算額につきましては22億282万8,000円、特別地方交付税につきましては、当初と同じ1億8,000万円を計上しまして、合わせまして23億8,282万8,000円の計上であります。

12ページをお開きください。

12款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金は、1節の農業費分担金で、農業競争力基盤整備事業の実績見込みによる農家負担分74万8,000円の減額の

補正であります。

1 3 款使用料及び手数料 1 項使用料 1 目総務使用料 2 3 3 万 1, 0 0 0 円の減額の補正であります。3 節タウンホール使用料は実績見込みによる減額、5 節銀河の森宇宙地球科学館等使用料につきましては、利用者の減に伴います宇宙地球科学館が 1 1 3 万 7, 0 0 0 円、コテージ等が 1 1 3 万 4, 0 0 0 円の減額であります。

2 目民生使用料は 2 節児童福祉使用料で、広域入所受託児童が 4 名に増えたことにより 1 9 万 6, 0 0 0 円の増額の補正。

3 目衛生使用料は 2 節水道使用料で、小利別地区の事業用での使用料の増に伴います 3 0 万円の増額の補正。

4 目農林水産使用料は 2 節営農用水使用料で、上陸別地区の事業用の使用料の増に伴います 1 0 万円の増額の補正。

7 目教育使用料 4 7 万 2, 0 0 0 円の減額の補正につきましては、2 節資料館使用料、3 節学童保育所使用料ともにコロナ感染症の影響によります利用者の減による減額であります。

次のページに行きまして、2 項手数料 1 目 1 節総務手数料は、現地目証明手数料で、確定見込みによります 4, 0 0 0 円の増額の補正。

1 4 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費負担金は、4 0 9 万 3, 0 0 0 円の減額の補正であります。1 節社会福祉費負担金は、国民健康保険事業保険基盤安定負担金の見込みによります 5 6 万 7, 0 0 0 円の減額。2 節児童福祉費負担金は、確定見込みによる児童手当 7 4 万 6, 0 0 0 円の減額と転出によります児童の減及び所得階層の変更によります子どものための教育・保育給付費負担金 2 7 8 万円の減額であります。

2 項国庫補助金 1 目総務費補助金は、3 1 6 万 2, 0 0 0 円の増額の補正。1 節総務管理費補助金の社会保障・税番号制度導入整備補助金は、マイナンバーカード所有者の転入転出手続に係る対応費用分と個人番号カード関連事業委託分に係る国の 1 0 0 % の補助であります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、ロタウイルスセーフティネット関係に係る補助裏分と後期高齢者医療に係る追加交付分であります。

2 目民生費補助金 3 1 万 3, 0 0 0 円の増額の補正は、2 節児童福祉費補助金で、児童手当制度改正実施円滑化事業に係る子ども・子育て支援交付金で、国の 1 0 0 % の補助。

3 目衛生費補助金 2 2 万 4, 0 0 0 円の減額の補正は、1 節保健衛生費補助金で、母子保健事業の確定見込みによる減額であります。

1 4 ページをお開きください。

4 目土木費補助金は 2, 9 4 0 万 9, 0 0 0 円の増額の補正であります。1 節道路橋りょう費補助金は、橋りょう長寿命化修繕事業の確定見込みによる減額。2 節住宅費補助金は、新町団地の公営住宅建設等に係る社会資本整備総合交付金の確定見込みによる

2,971万7,000円の増額でありまして、この中には令和4年度実施分2,790万円が先行交付されており、歳出において、同額ふるさと整備基金に積立てる予算を計上しております。

5目教育費補助金は、3節教育総務費補助金で、今年度実施できなかった教員住宅の建設事業の補助金、学校施設環境改善交付金1,247万円の減額の補正であります。

3項委託金1目総務費委託金108万6,000円の減額の補正につきましては、2節選挙費委託金で、衆議院議員総選挙委託金の確定によります減額であります。

続きまして、15款道支出金1項道負担金1目民生費負担金165万5,000円の減額の補正であります。1節社会福祉費負担金は、国民健康保険事業及び後期高齢者医療の保険基盤安定負担金の確定見込みによる減額。2節児童福祉費負担金も、国庫負担と同じく確定見込みによる児童手当と子どものための教育・保育給付費負担金の減額であります。

15ページに移りまして、2項道補助金1目総務費補助金590万円の増額の補正ですが、1節総務管理費補助金は地方創生交付金がU I J就業支援事業分の確定による減額。宿泊事業者感染防止対策等支援事業補助金は、オーロラハウスのエアコンの設置が補助の対象として認められたことによります665万円の追加の計上であります。

2目民生費補助金117万4,000円の増額の補正につきましては、2節児童福祉費補助金で、対象児童の増及び所得階層の補助基準額の増による保育料軽減支援事業費補助金の増額であります。

3目衛生費補助金8万2,000円の減額の補正につきましては、1節保健衛生費補助金で、健康増進事業費補助金の確定による減額。

4目農林水産業費補助金は536万8,000円の減額の補正で、1節農業費補助金1,302万1,000円の減額につきましては、農業委員会活動促進事業補助金から北海道国有農地等管理处分事業補助金まで、いずれも確定見込みによります減額であります。

なお、農業委員会活動促進事業補助金の増額につきましては、農地利用最適化交付金の割当額の増が主な要因となっております。

2節林業費補助金は765万3,000円の増額であります。こちらも森林環境保全整備事業補助金から林道東トマム高台線改良事業補助金まで、いずれも確定または確定見込みによる増額であります。

なお、森林環境保全整備事業補助金の増額につきましては、例年、翌年度に交付される間伐及び準備地ごしらえ分の補助金が、事業計画変更に伴いまして本年度中に交付されることとなりましたので増額となっております。これが主な要因となっております。

5目商工費補助金37万9,000円の減額の補正につきましては、1節消費者対策費補助金で、地方消費者行政活性化交付金の確定見込みによる減額。16ページをお開きいただきまして、2節商工費補助金も、プレミアム商品券発行事業の確定見込みによる

減額であります。

6目教育費補助金2万7,000円の増額の補正は、1節教育総務費補助金で、土曜授業、社会教育推進事業の確定見込みによる増額であります。

3項委託金1目総務費委託金70万3,000円の増額の補正は、2節徴収費委託金で、道民税徴収委託金の実績見込みによる増額。4節統計調査費委託金も統計調査の確定による減額。

3目農林水産業費委託金27万5,000円の増額の補正につきましては、1節農業費委託金で、繰越明許費となります第2上陸別地区畑地帯総合整備事業監督等補助委託金の増額分であります。2節林業費委託金は、実績に基づく有害鳥獣等捕獲許可事務委託金の増額であります。

次に、16款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入58万7,000円の減額の補正であります。1節土地建物貸付収入の貸付住宅は1戸分の利用増に伴います増、定住促進住宅から次のページの移住産業研修センターまでは、年間の利用月数の減による減額であります。

17ページに移りまして、2項財産売払収入2目物品売払収入10万円の減額の補正であります。1節生産物売払収入で町有林の素材売払収入の事業の確定によります減額であります。2節不用物品売払収入は、今年度に廃止しました公用車1台の売払いによる収入であります。

次に、17款1項寄附金2目指定寄付金552万8,000円の増額の補正であります。1節総務費寄附金415万9,000円につきましては、ふるさと整備資金が指定寄附金は5件分で100万円、ふるさと納税分につきましては162件で232万1,000円、ふるさと銀河線跡地活用等振興資金がふるさと納税分34件分、48万5,000円、町有林整備資金がふるさと納税分25件分、35万3,000円。2節の農林水産業費寄附金は、いきいき産業支援資金でふるさと納税分が30件、36万7,000円。3節教育費寄附金は71万7,000ですが、給食センター管理運営資金でふるさと納税分48件、67万3,000円、スポーツ振興資金が4件、4万4,000円。18ページに移りまして、4節民生費寄附金は、地域福祉資金でふるさと納税分23件、28万5,000円の計上であります。

18款繰入金1項基金繰入金8目公共施設等維持管理基金繰入金780万円の減額の補正については、旧鹿野水産店舗等解体工事の未実施によります530万円の減額と上陸別営農用水機器更新事業の過疎債の借入れによります250万円の減額であります。

11目森林環境譲与税基金繰入金は、各対象事業の確定見込みによる504万2,000円の減額の補正。

19款1項1目繰越金は、1節前年度繰越金で4,641万4,000円の増額の補正。これによりまして、前年度繰越額5,641万4,000円全額の計上であります。

続きまして、20款諸収入4項雑入2目弁償金38万5,000円の増額の補正であり

ますが、これは光ケーブルの修理に係る弁償金であります。

3目雑入は、222万3,000円の減額の補正。4節の学校給食費等が確定見込みによる減額であります。7節雑入につきましても、社会保険料等個人負担金から次のページの移住産業研修センター賄い負担金まで、確定または確定見込みによります76万5,000円の減額であります。19ページに移りまして、上から二つ目の立木等売払分収益は、森林研究整備機械水源林造林木の販売分収益で、造林地の所有者である陸別町につきましてもは50%の配分となっております。上から四つ目の市町村振興協会助成金は、しばれフェスティバルの中止による全額の減額、その下の商品化権許諾料につきましてもは鉄道車両の模型の2両分の許諾料となっております。下から二つ目の支障物件移設補償費は道営農道整備事業に係ります光ケーブル移設補償費の確定による減額であります。

4目過年度収入は、1節林業費補助金過年度収入で、平成2年度の間伐分に係る補助金確定による160万3,000円の減額の補正であります。

20ページをお開きください。

21款1項町債1目総務債は、1節総務債630万円の減額で、過疎地域自立促進特別事業、庁舎・タウンホール改修事業の確定によります減額。

3目農林水産業債は1,870万円の減額の補正で、1節農業債が1,650万円の減額。第2上陸別地区畑地帯総合整備事業の繰越明許費となる補正予算の計上によります1,190万円の増額、上陸別地区営農用水機器更新事業の新たな過疎債借入れ予定によります400万円の増額、そのほか、トマム地区農地整備事業から陸別地区草地畜産基盤整備事業まで、事業の確定または確定見込みによる減額であります。2節林業債は220万円の減額で、経営林道東トマム高台線改良事業、陸別地区小規模治山事業は、事業の確定または確定見込みによる減額。町有林拡大事業は市町村森林整備計画で、公益的な機能別施業森林地域と定められた森林が対象となる地域活性化事業債に12月に補正をしました購入地の一部が対象となることが分かりましたので、新たに計上するものであります。

4目土木債は2,560万円の減額の補正であります。1節道路橋りょう債は620万円の減額で、町道宮下本通り道路整備事業、共和橋改修事業ともに事業の確定による減額。2節住宅建設債は、新町交流館建設事業の確定による1,890万円の減額。次に、3節河川債につきましてもは無名川河道整備事業の確定による50万円の減額。

5目教育債は1,960万円の減額で、1節教育総務債で教員住宅建設事業の未執行によります減額であります。

以上で歳入を終わりました、次に6ページをお開きください。

○議長（本田 学君） 昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） それでは、一般会計の補正予算6ページをお開きください。

6ページにつきましては、第2表繰越明許費でありまして、左から款、項、事業名、金額となっております。

上から2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳システム改修事業につきましては272万8,000円。

3款民生費1項社会福祉費、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業1,388万8,000円。

4款衛生費2項清掃費、下水道建設負担金事業9,000円。

6款農林水産業費1項農業費、道営農地整備事業トマム地区514万2,000円。同じく6款農林水産業費1項農業費、道営担手畑地帯総合整備事業3,608万円でありませ

ず。7ページに移りまして、第3表債務負担行為補正の追加分で、左から事項、期間、限度額となっております。

なお、一番上の庁舎警備・清掃業務から次のページ、8ページの最後、陸別町給食センター給食調理等委託業務まで27件ございます。期間については、いずれも令和4年度で4月1日から新年度の業務を開始するために4月1日の契約としなければならないために、3月中に入札を執行するため、債務負担行為を起こしております。本予算が議決されましたら、速やかに入札を行いたいと考えているところであります。

続きまして、9ページをお開きください。

予算書9ページは、第4表地方債補正であります。

まず、追加分であります。今回の補正予算で新たに計上しました事業となります。

起債の目的は、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業の第2上陸別地区畑地帯総合整備事業で、限度額は2,200万円。この事業につきましては、国の補正予算債であります。次が、一般単独事業（地域活性化事業）の町有林拡大事業で、限度額は70万円あります。起債の方法、普通貸借または証券発行、利率は4.0%以内。ただし、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法は、借入先の融通条件による。ただし、町財政の都合により据置期間の短縮もしくは繰上償還をすることができるであります。

次に、変更分ではありますが、起債の目的、補正前の限度額、利率、それから補正後の限度額、利率を記載しております。

一般単独事業（緊急防災・減災対策事業）につきましては、庁舎・タウンホール改修事業で、補正前が5,830万円、補正後5,240万円で、590万円の減額。一般単独事業（緊急自然災害防止対策事業）では、陸別地区小規模治山事業が1,670万円から1,450万円に220万円の減額。ほかの事業については変更はございません。一般

単独事業（緊急自然災害防止対策事業）の合計につきましては、3,120万円から2,900万円に220万円の減額であります。

次に、10ページをお開きください。

10ページ、一般単独事業（緊急浚渫推進事業）は、無名川河道整備事業で100万円から50万円に50万円の減額。次の過疎対策事業では、過疎地域自立促進特別事業が6,150万円から6,110万円に40万円の減額。一つ飛びまして、トナム地区農地整備事業が4,990万円から4,610万円に380万円の減額。その次の中陸別地区農道整備特別対策事業が6,750万円から4,130万円に2,620万円の減額。次の陸別地区草地畜産基盤整備事業が460万円から220万円に240万円の減額。その次の第2上陸別地区畑地帯総合整備事業が7,370万円から6,360万円に1,010万円減額。一つ飛びまして、上陸別地区営農用水機器更新事業が新たに400万円の計上であります。次の経営林道東トナム高台線改良事業が1,000万円から930万円に70万円の減額。一つ飛びまして、共和橋改修事業が1,240万円から740万円に500万円の減額。二つ飛びまして、町道宮下本通り道路整備事業が3,720万円から3,600万円に120万円の減額。二つ飛びまして、新町交流館建設事業が7,660万円から5,770万円に1,890万円の減額。その次の教員住宅建設事業が2,120万円から160万円に1,960万円の減額であります。過疎対策事業の限度額の合計につきましては、補正前5億4,450万円から補正後4億6,020万円となりまして8,430万円の減額であります。

なお、補正前、補正後の利率につきましては、記載のとおりであります。

以上で、議案第5号を終わります。次に、議案第6号の説明に移ります。

議案第6号令和3年度陸別町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、これより事項別明細書で説明をいたします。

歳出の説明をします。7ページをお開きください。

7ページ、2、歳出であります。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は48万3,000円の減額の補正であります。8節旅費、12節委託料につきましては、確定見込みによる減額。

2項徴税費1目賦課徴収費は12万9,000円の減額で、18節負担金補助及び交付金は、税滞納整理機構の実績による負担金の減額であります。

3項1目運営協議会費16万6,000円の減額の補正につきましては、1節報酬、8節旅費ともに確定による減額であります。

8ページをお開きください。

2 款保険給付費 3 項出産育児諸費 8 4 万円の減額の補正は、1 8 節負担金補助及び交付金で出産育児一時金 2 名分の減額。

6 款 2 項 1 目保健事業費 2 3 万 5, 0 0 0 円の減額の補正は、8 節旅費、1 2 節委託料ともに確定による減額であります。

9 ページに移りまして、7 款諸出金 1 項償還金及び還付加算金 1 目償還金は、2 2 節償還金利子及び割引料、国庫補助金等返還金で 1, 1 2 0 万 8, 0 0 0 円の増額の補正であります。この返還金につきましては、町長の行政報告にもありましたように、会計検査院の会計検査会計検査におきまして平成 2 9 年度分の国民健康保険療養給付費等負担金の算定に誤りがあることが発見されまして、この額が確定いたしましたので、超過して交付を受けた分について返還するものであります。この超過交付の原因は、療養給付費の算定において給付費の一部を二重計上した報告数値の誤りによるものであります。平成 3 0 年 4 月 1 日からの国民健康保険の都道府県単位化によりますシステムの変更などによって北海道におけるチェックについてもこの誤った数字がすり抜けてしまったものと思われまます。いずれにしましても、申請書類作成時の事務方のミスでありまして、このような予算を計上することになり、おわびを申し上げます。

次に、2 項繰出金 1 目直営診療施設勘定繰出金 2 7 節繰出金は、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計繰出金でありまして、特別調整交付金の算定によります 5 6 9 万 3, 0 0 0 円の減額の補正であります。

以上で歳出を終わりました、次に歳入の説明を行います。4 ページをお開きください。

1、歳入であります。

1 款 1 項 1 目国民健康保険税は、5 3 8 万 7, 0 0 0 円の減額の補正であります。今年度の調定に基づく実績見込みで、1 節現年課税分が 4 9 2 万 3, 0 0 0 円の減額。2 節滞納繰越分が 4 6 万 4, 0 0 0 円の減額であります。

3 款道支出金 1 項道負担金 1 目保険給付費等負担金は、6 5 9 万 1, 0 0 0 円の減額の補正であります。1 節保険給付費等交付金（普通交付金）で、出産育児一時金分 8 4 万円の減額。2 節保険給付費等交付金（特別交付金）は、へき地直営診療施設運営分で 6 2 1 万 5, 0 0 0 円の減額と道繰入金分 4 6 万 4, 0 0 0 円の増額であります。

5 ページに移ります。

5 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金は、9 3 8 万 7, 0 0 0 円の増額の補正であります。1 節保険基盤安定繰入金は、確定によります 1 3 9 万 2, 0 0 0 円の減額。2 節事務費繰入金が 1 0 1 万 3, 0 0 0 円の減額。3 節出産育児一時金等繰入金は、2 名分 5 6 万円の減額。4 節財政安定化支援事業繰入金が 1 1 4 万 4, 0 0 0 円の増額。5 節その他一般会計繰入金は、国庫補助金と返還分の 1, 1 2 0 万 8, 0 0 0 円の増額であります。

2 項基金繰入金 1 目国民健康保険基金繰入金は 5 8 9 万 8, 0 0 0 円の増額の補正で、

今年度分の道の配分によります増額の充当であります。

次のページ、6ページをお開きください。

6款1項1目繰越金は、1節前年度繰越金26万8,000円の増額の補正で、前年度繰越額の残り全額の計上であります。

7款諸収入1項延滞金加算金及び過料1目延滞金8万7,000円の増額の補正は、国税延滞金で、実績による計上であります。

以上で議案第6号を終わりました、次に、議案第7号の説明に移ります。

議案第7号令和3年度陸別町の国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

それでは、これより事項別明細書で説明をいたします。歳出から説明しますので、8ページをお開きください。

8ページ、2、歳出であります。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費は、1,927万4,000円の減額の補正であります。1節報酬は会計年度任用職員の報酬であります。臨時看護師、臨時調理員の雇用日数の増及び新型コロナウイルスワクチン接種従事者の雇用に伴います増、休日のワクチン接種対応などによります臨時医師の雇用などの増によりまして154万5,000円の増。2節給料から4節共済費は、当初から看護師2名の新規雇用のための予算を確保しておりましたが、この1年応募がなかったために2節給料で954万4,000円、3節職員手当等で721万1,000円、4節共済費で406万4,000円の減額であります。

なお、10ページから13ページに給与費明細書がつけてありますので、後ほど御覧いただきたいと思えます。

以上で歳出を終わりました、次に歳入の説明を行います。5ページをお開きください。

1、歳入であります。

1款診療収入につきましては、今年度の実績に基づく見込額での補正予算の計上であります。

1項入院収入1目国民健康保険診療報酬収入47万6,000円の減額の補正、2目社会保険診療報酬収入3万6,000円の減額、3目後期高齢者診療報酬収入869万2,000円の減額、4目一部負担金収入93万円の減額、5目標準負担額収入41万5,0

000円の減額、6目その他の診療報酬収入64万5,000円の増額の補正であります。

次に、2項外来収入1目国民健康保険診療報酬収入89万1,000円の減額、2目社会保険診療報酬収入142万4,000の減額、3目後期高齢者診療報酬収入590万5,000円の減額、4目介護報酬収入17万3,000円の増額、5目一部負担金収入145万4,000円の減額の補正であります。5目につきましては、医療給付費分が152万円、介護給付費分が6万6,000円となっております。次に6ページをお開きください。6目その他の診療報酬収入30万9,000円の減額の補正であります。

3項その他診療収入1目諸検査等収入は947万9,000円の増額の補正でありまして、このうち予防接種等収入の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種分が主な要因であります。

2款使用料及び手数料1項使用料1目診療所使用料につきましては、診療所内に設置しています自動販売機等設置に係る行政財産使用料3万5,000円分の減額の補正であります。

次に、7ページに移りまして、4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金につきましては、財政対策分2,439万1,000円の減額の補正。

2目国保事業勘定特別会計繰入金は、569万3,000円の減額の補正であります。へき地診療所運営費に係ります特別調整交付金分の減額の主な要因につきましては、入院日数の減であります。当初873日を見ておりましたが、推計で505日になる見込みでありまして、368日分の減と見込んでおります。医療機器整備分につきましては、臨床化学分析装置とAEDの購入に係ります6分の1分、52万5,000円を計上しております。

5款1項1目繰入金は、1節前年度繰越金1,115万2,000円の増額の補正で、前年度繰越額の残り全額の計上であります。

7款国庫支出金1項国庫補助金1目総務費補助金は、新設科目で992万8,000円の増額の補正。これは新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業支援金で、集団接種の対応を取った医療機関の体制整備に対する支援金であります。

以上で歳入を終わりました、次に、4ページをお開きください。

予算書4ページ、第2表債務負担行為であります。

事項、限度額につきましては、診療所清掃等委託業務383万8,000円、医療事務委託業務1,796万3,000円、夜間休日警備委託業務784万1,000円、X線CT装置保守委託業務231万円、X線テレビ装置保守委託業務97万9,000円、電子カルテシステム保守委託業務69万8,000円。期間は、いずれも令和4年度であります。この債務負担行為につきましても、一般会計で説明したとおり、4月1日契約のため、3月中の入札執行を予定しております。

以上で議案第7号を終わりました、次に、議案第8号に移ります。

議案第8号令和3年度陸別町の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定

めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

それでは、これより事項別明細書で説明をいたします。歳出から始めますので、6ページをお開きください。

2、歳出であります。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は222万8,000円の減額の補正で、1節報酬から12節委託料まで、いずれも確定または確定見込みによる減額であります。

なお、2節給料から4節共済費につきましては、職員の退職に伴う減額であります。

7ページに移ります。

2款施設費1項施設管理費1目施設維持費261万6,000円の減額の補正も、12節委託料から17節備品購入費まで、いずれも確定または確定見込みによる減額であります。

なお、8ページから10ページに給与費明細書がありますので、後ほど御覧をいただきたいと思えます。

以上で歳出を終わりました、次に歳入の説明に移ります。5ページをお開きください。

1、歳入であります。

1款使用料及び手数料1項使用料1目水道使用料40万円の増額の補正は、事業用の水道使用料の増に伴います増額であります。

2項手数料1目水道手数料は、1節設計手数料の新設工事審査手数料、その他の工事審査手数料ともに申請件数の増に伴います8万4,000円の増額の補正。

3款繰入金1項他会計繰入金1目1節一般会計繰入金につきましては、財政対策分532万8,000円の減額の補正であります。

以上で歳入を終わりました、次に、4ページを御覧ください。

予算書4ページ、第2表債務負担行為であります。

事項、限度額につきましては、簡易水道施設維持管理委託業務801万9,000円で、期間は令和4年度であります。この債務負担行為につきましても、4月1日契約のため、3月中の入札執行を予定しております。

以上で議案第8号を終わりました、次に、議案第9号の説明に入ります。

議案第9号令和3年度陸別町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

それでは、これより事項別明細書により説明をいたします。

6ページの歳出をお開きください。

2、歳出であります。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は30万6,000円の減額の補正で、8節旅費、12節委託料ともに確定による減額。

2款施設費1項施設管理費1目施設維持費は420万3,000円の減額の補正で、10節需用費は、燃料費と光熱水費につきましては電気料であります。それから11節役務費の通信運搬費は、実績見込みにより不足が見込まれるために増額で計上しております。12節委託料は、確定見込みによる減額の補正であります。

7ページに移りまして、3款事業費1項下水道整備費1目下水道建設費8節旅費につきましては、確定見込みによる11万7,000円の減額の補正であります。

以上で歳出を終わりました、次に、歳入の説明に移ります。5ページをお開きください。

5ページは、1、歳入であります。

4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は、財政対策分で452万6,000円の減額の補正。

6款1項町債1目下水道事業債は、地方公営企業法適用化事業の確定によります10万円の減額の補正であります。

以上で歳入を終わりました、次に、4ページを御覧ください。

第2表債務負担行為であります。

事項、限度額は、陸別浄化センター維持管理委託業務3,449万6,000円、期間は令和4年度であります。この債務負担行為も、4月1日契約のため、3月中の入札執行を予定しております。

続きまして、第3表地方債補正の変更であります。

起債の目的、補正前の限度額、利率、補正後の限度額、利率を記載しております。

下水道事業では、地方公営企業法適用化事業が880万円から870万円に10万円の減額で、その他の事業に変更はございません。下水道事業の合計は、910万円から900万円に10万円の減額となります。

なお、補正前、補正後の利率につきましては、記載のとおりであります。

以上で議案第9号を終わりました。次に、議案第10号の説明に移ります。

議案第10号令和3年度陸別町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

それでは、これより事項別明細書により説明をいたします。8ページをお開きください。

2、歳出であります。

2款保険給付費につきましては、本年度の実績に基づく見込額により補正額を計上しております。

1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費315万円の減額の補正につきましては、18節負担金補助及び交付金、居宅介護サービス給付費で、人数に大きな変更はございませんが、実績見込みによる減であります。

2目居宅介護サービス計画給付費25万4,000円の減額の補正につきましては、18節負担金補助及び交付金の居宅介護サービス計画給付費で、利用者の減による減額であります。

3目施設介護サービス給付費225万5,000円の減額の補正は、18節負担金補助及び交付金の施設介護サービス給付費で、利用者の減であります。

2項介護予防サービス等諸費1目介護予防サービス給付費59万6,000円の減額の補正は、18節負担金補助及び交付金で居宅介護サービス給付費、人数に大きな変化はありませんが、実績見込みにより減額であります。

2目介護予防サービス計画給付費23万7,000円の減額の補正は、18節負担金補助及び交付金で居宅介護サービス計画費、利用者の増による増額であります。

次、9ページです。

3項その他の諸費1目審査支払手数料9,000円の増額の補正は、実績見込みによる増であります。

次に、3款地域支援事業費1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、100万7,000円の減額の補正であります。12節委託料で、総合事業委託料は訪問型サービスAの委託料で、利用回数の減の見込みにより121万6,000円の減額。18節負担金補助及び交付金、第1号事業給付費につきましては、訪問型サービスの利用増の見込みにより20万9,000円の増額であります。

10ページをお開きください。

3項包括的支援事業・任意事業費1目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、8節旅費の確定による53万円の減額の補正。

2目任意事業費は、19節扶助費で地域生活支援費につきましては成年後見制度利用報酬の助成分の利用がなかったことによります33万6,000円の減額。

3目認知症総合支援事業費は、8節旅費で会議の中止等によります6万9,000円の減額。

5目在宅医療・介護連携事業費は、12節委託料の在宅医療・介護連携業務で、講演会未実施によります2万5,000円の減額の補正であります。

以上で歳出を終わります。次に、歳入に移ります。5ページをお開きください。

1、歳入であります。

歳入につきましては、議案説明書の資料ナンバー8と9に、先ほど歳出で計上しました補正予算に対応する介護給付費財源充当資料と地域支援事業財源充当資料がありますので、後ほど御覧をいただきたいと思っております。

1款1項介護保険料1目第1号被保険者保険料は18万5,000円の減額の補正で、1節現年度分は確定見込みによる普通徴収保険料7万5,000円の増額、特別徴収保険料26万円の減額であります。

2款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金1節現年度分の介護給付費負担金109万1,000円の減額の補正につきましては、歳出の介護給付費に係る国の負担分20%、施設分は15%のルール分となっております。

2項国庫補助金1目調整交付金91万5,000円の減額は、歳出の介護給付費に係る8.42%のルール分。

2目地域支援事業交付金58万9,000円の減額の補正は、1節現年度分の歳出の介護予防・日常生活支援総合事業に係る20%のルール分、22万1,000円の減額と、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業に係る38.5%のルール分、36万8,000円の減額であります。

続きまして、6ページをお開きください。

3款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金86万5,000円の減額は、1節現年度分で、介護給付費負担金が歳出の介護給付費に係るルール分12.5%、施設分が17.5%。

2項道補助金1目地域支援事業交付金29万4,000円の減額の補正は、1節現年度分で、歳出の介護予防・日常生活支援総合事業に係る12.5%のルール分、11万1,000円の減額と、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業に係る19.25%のルール分、18万3,000円の減額。

4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金は、1節現年度分の介護給付費交付金162万1,000円の減額の補正で、歳出の介護給付費に係る27%のルール分。

2目地域支援事業支援交付金は、1節現年度分23万9,000円の減額の補正で、地域支援事業に係る27%のルール分であります。

7ページの6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金につきましては、105万2,000円の減額の補正であります。1節介護給付費繰入金の介護給付費分75万3,000円の減額は、歳出の介護給付費に係る12%のルール分。3節地域支援事業繰入金29万9,000円の減額は、歳出の介護予防・日常生活支援総合事業に係る12.5%のルール分、11万円の減額と、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業に係る19.25%のルール分、18万9,000円の減額であります。

2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金は、介護給付費等の減額に伴い100万3,000円の減額の補正であります。

8款諸収入2項4目雑入12万2,000円の減額の補正は、1節雑入で総合事業の利用回数の減によります利用者負担金の減額であります。

以上で歳入を終わりました、次に、4ページをお開きください。

予算書4ページは、第2表債務負担行為であります。

事項、限度額につきましては、食の自立支援事業委託業務103万8,000円、認知症カフェ事業委託業務88万6,000円、生活支援体制整備事業委託業務475万7,000円で、期間はいずれも令和4年度であります。この債務負担行為につきましても、4月1日契約のため、3月中の入札執行を予定しております。

以上で議案第10号を終わりました、次に、議案第11号の説明に入ります。

議案第11号令和3年度陸別町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、これより事項別明細書により説明をいたします。5ページをお開きください。

5ページは、2、歳出であります。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費6万9,000円の減額の補正は、8節旅費の確定による減額。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金110万7,000円の減額の補正も、18節負担金補助及び交付金の事務費負担金、保険料等負担金の確定による減額であります。

次に、歳入の説明を行います。4ページを御覧ください。

1、歳入。

2款繰入金1項他会計繰入金1目事務費繰入金は、30万1,000円の減額の補正。

2目保険基盤安定繰入金が87万5,000円の減額の補正であります。

以上で議案第5号から議案第11号までの説明を終わります。以後、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（本田 学君） これから、議案第5号令和3年度陸別町一般会計補正予算（第10号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正のうち、歳出の逐条質疑を行います。

事項別明細書は、22ページからを参照してください。

1款議会費22ページから、2款総務費34ページ下段まで。

7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 23ページの1目一般管理費の13節使用料及び賃借料の車両借上料について3点ほどお伺いいたします。

まず1点目は、車両借上げのタクシーについての利用状況はどのぐらいの頻度で使われているのか。

2点目については、使用料ですが、当然場所によって変わってくると思いますが、平均でもよろしいですので、1回当たりの使用料というのはどのぐらいかかっているのか。

それと3点目については、今まで利用されていた公用車なのですけれども、これについては、間違っていればすみませんけれども、以前タクシー会社で利用するというような形で聞いておりましたが、公用車は今どのような状況にあるのか。

その3点についてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 副島総務課長。

○総務課長（副島俊樹君） 車両借上料の関係でありますけれども、令和3年度4月から現在までのハイヤーの利用状況につきましては、12回利用しております。

使用料なのですが、今まで支出した金額を単純に回数で割り返した部分になります。1回当たり4万2,350円となります。これにつきましては、通常のハイヤー運行と同じ料金体系ということで、距離と待ち時間を含めた時間によって同じ場所でも料金が変わってくるということでございます。

それと、令和2年度まで使っていた町長公用車でありますけれども、令和3年度につきましては町で管理しております。職員が運転して町長とともに出張する場合に使用しております。令和3年度は3回ほど使用しております。

以上でございます。

○議長（本田 学君） ほかに、22ページから34ページ下段まで、ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、3款民生費34ページ下段から4款衛生費41ページまで。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、36ページ、民生費の2目老人福祉費の18節負担金補助及び交付金で、介護予防・日常生活支援総合事業運営事業121万8,000円の増額について伺います。

これは、先ほど副町長の説明を受けているところではありますが、介護保険事業特別会計に計上されている地域支援事業の委託料だけでは不足する部分を補うというような趣旨であります。したがって、一般会計における補助金を増額するということは、特別会計のほうの委託料が少なかったと、歳入が見込めないということになるわけですが、これは新型コロナウイルスの感染症拡大に伴う影響なのか、それとも、そもそもが利用対象者が少なくなっているのかであります。

二つ目の質問であります、同じく老人福祉費の今回補正されなかった事業であります、12節の委託料とそれから18節の負担金補助及び交付金の関係であります。委託料の当初予算に計上されておりました介護職員資格取得事業137万5,000円、それから、同じく18節で計上されておりました介護職員資格取得助成事業30万円については、過去なかなか実施ができていないということで今年度から方法を変えて取り組まれたものと理解しております。今回、予算補正が行われなかったということは、所定の事業が計画どおり実施されたということなのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） まず1点目ですけれども、議員お見込みのとおりに、介護保険側の介護報酬の部分として支払われる委託料が、利用減ということで計算上減になりますということで、事業者側の収入が減る分、デイサービスと同じような考え方で運営費補助の考え方がありますので、一般会計側で支出するということになります。

利用の減については、コロナについてはあまり関係がないかなということで、もともとの見込みが一定程度の人数を担保した見込みを上げていて、現実としては人数が減っているところでもあります。

今回、補正に上がっていませんが、介護職員の研修なのですが、実は当初5月、6月の間でやりたかったということで、ただ、コロナの緊急事態宣言等がありまして、時間をずらして行いまして、7月2日から8月25日にかけての中で15日間、ほぼほぼ丸一日の講義を15回行っていただいた研修ですけれども、主な内容としてはそもそもの多様なサービスにどのようなものがあるのかとか、介護職とはどんなことだと、それから家族との関わり方、それから実技だとかという介護従事に必要な知識を実技も含めて学んでいただくという機会で開催したところです。

せっかく御質問いただいたので、今回の研修会の目的が介護人材の裾野を広げるだとか人材の育成ということもありますので、できれば職に就いていない方等にもたくさん受けていただきたいということもありましたけれども、現実としては、一般就労、パートも含めてされている方、もしくは介護職に従事されている方もいらっしゃるし、

7名が受講をしたというところであります。

15日間ほとんど一日かかっているのですが、中途離脱者は一人もなく、最後まで受けていただき、実は、NPOだとか障がい者施設とかに実際に働いている方々もいましたが、その方々は実は無資格だったと。無資格の中で今回資格を取れたということで、人材の育成には寄与できたかなというところであります。

それから、30万円のほうの費用ですが、議員のおっしゃったとおり、やり方を変えてというか、少し対象を広げてという考え方でやりましたが、実際のところ、今回補正はしておりませんが、執行残で出るとは間違いありませんが、今回の今述べました研修会に参加の分についても、助成金としてここから支給するという予定であります。残りは執行残で出るということになります。申し訳ありませんがそういうことです。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 二つ質問いたしまして、最後の2点目の回答について、ちょっと私の思いを申し上げさせていただきますと、ただいま回答ありましたように、介護員の資格取得助成事業137万5,000円の事業については、これがあつたから30万円の介護職員資格取得助成事業のほうも何がしかの支出ができたというような説明であったと思います。従来からあつた介護職員資格取得助成事業については、町はいろいろ町内の介護サービス事業者の運営をおもんばかっているいろいろ考えてもらっていたらと思う。ただ、サービス事業者側のほうの考え方が、今までちょっと理解がなかなか違ったのだらうなと思っております。せっかく公費を使って予算を計上してもらったからには、やはりサービス事業者側も積極的に取り組んでほしいと、かねがね思っております。今回、資格取得事業を加えたことによって何がしか費消できたということは、一つの前進かなと思っております。

それから、1点目の質問でありましたが、特別会計における総合事業委託料が利用者との減少に伴って減収になる影響であります。一般会計の12節委託料の高齢者在宅生活支援事業、生きがいホーム通所事業であります。これもやっぱり同じような事態が生じることになるのではないかと思っております。たまたま今回、増減の補正が行われていないということは、費目の目的が委託料、補助金ではないということで補正しなかったのかなと思っておりますが、いかがかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 議員お見込みのとおりでありまして、ただ、生きがいホーム通所事業につきましては送迎の部分があつて、実際にコロナ自粛した部分についても実際にかかる車両経費の部分が最終的に精算で減額になる可能性があります。今実績を見ているところというところで、金額的には大きなものではないということで、今回は補正をしておりません。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、5款労働費42ページから6款農林水産業費48ページ中段まで。

7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） まず44ページの5目農地費の18節負担金補助及び交付金の説明の中で道営土地改良事業について、関連ですけれども質問いたします。

先ほど副町長の話の中で、中陸別、トナム地区というふうとうたわれておりましたが、今回トナム地区について、現在、中斗満小中学校から高田さんの横を通って最終的に国道に出る、大変狭くて事故の多い道路だったのですが、今一部通行もできまして、本当に安全が満たされるような環境に進んでおります。そこで、事業期間と現時点でどの辺まで進んでいるのか、その辺の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 今御質問のありましたトナム地区の事業概要につきましてですが、まず事業期間につきましては、令和5年までを計画年として進めております。

また、進捗率なのですけれども、今議員おっしゃられたとおり、道路の改築を進めているものですから、改築している延長等から進捗率を出しますと約75%ほど事業が進んできている形です。令和4年、5年と、あと2か年かけて中斗満から国道までの区間を完成していきたいというふうに進めております。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。42ページから48ページ中段まで、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、7款商工費48ページ中段から9款消防費54ページ上段まで。

1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） それでは、48ページ、商工振興費の18節小規模企業振興事業についてお伺いいたします。

この事業は、当初予算500万円から大きく補正で増額しておりますけれども、今回480万4,000円が執行残になっておりますけれども、以前の説明で、途中で希望者が多かったのですけれども受付を中止したという話も聞いたのですけれども、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） 小規模企業振興事業でございますが、当初予算500万円ということで計上させていただきました。この事業は5月臨時議会で1,250万円増額させていただきました。この時点では、実は商工会のほうでやりたいなというような要望が当初予算を超える件数で集まってございました。5月の臨時議会で1,250万円

なので1,750万円まで予算化させていただきました。

この事業は、8月31日までに事業の申込みをしてくださいということで、期限を切らせていただいて当初から会員の皆様には周知させていただいております。8月31日を過ぎて、最終的な件数が31件とということで確定して、約1,269万5,000円になりまして、今回減額ということにさせていただきました。

以上でございます。

○議長（本田 学君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） すみません。ではもう一度確認したいのですが、当初から申込みは8月いっぱいということで、その間に希望した人は全部受けられたということでしょうか。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） 議員のお見込みのとおり、4月に入ってすぐ回覧などで回したときから8月31日までということで、もちろん緊急のことも考えまして1か月、2か月の猶予はこちらも考えましたが、8月31日の周知で、その期間のものは全員該当させていただきました。

以上でございます。

○議長（本田 学君） ほかに。48ページ中段から54ページ上段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、10款教育費54ページ上段から12款公債費63ページまで。

7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 55ページの2目事務局費の14節工事請負費の教員住宅について質問いたします。

先ほど副町長のほうからお話がありまして、最近アスベストによってということで支障が出てきているというふうに聞いております。今後については、アスベストの支障によっていろいろな建築物に対しての計画等については支障が出てこないのかどうか、その辺ちょっとお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 今回、今年度予算を計上しまして見送った分につきましては、アスベスト調査を行いました旧鹿野水産の店舗跡と教員住宅なのですが、いずれもアスベストの調査をしまして、あることが分かれば、さらに工事費が上がるということで設計をし直さなければならない状況になっております。そういった意味で、今回延ばしたのですが、新年度からの予算につきましては、職員に対して、こういう事業がある場合は改修、改築、解体については時間がかかることを考慮した上で予算を計上するようということで指示をしております。ですので、時間がかかるものについては、設計までが1年目で、2年目が工事という場合も生じてくるかと思っております。

以上であります。

○議長（本田 学君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、歳出全般について行います。ただし、款を区切ったの質疑は終わりましたので、他の款との関連あるもののみとします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 以上で、歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入全般について質疑を行います。

歳入の事項別明細書は11ページから21ページまでを参照してください。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 以上で、歳入についての質疑を終わります。

次に、第2条繰越明許、第3条債務負担行為の補正及び第4条地方債の補正についての質疑を行います。6ページから10ページまでの第2表から第4表を参照してください。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 8ページの第3表債務負担行為補正の最後の項目であります。陸別町給食センターの給食調理等の委託事業1,878万1,000円であります。これは新年度から始める事業であります。業者の選定、それから調理員の雇用の関係はどういうような考えで行われるのか、お伺いいたします。

それと、診療所の調理は従来どおりと、そのような理解でよろしいかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 給食調理業務の業者は、これから業務の内容も含めて入札の資格で出していただくことになるかと思うのですが、基本的には、町内の業者でできないかということで、新しく設立されています会社ですとかといったところでやっていただきたいというふうには考えております。

それから、診療所の給食業務につきましては、従来どおり職員と臨時職員で今までどおりのサイクルを守りながらやっていただくというふうに考えております。

以上であります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 業者は可能な限り町内の地元というふうに今調整しているということですが、3月中に決めることになると思います。なかなか大変だと思いますが、いろいろメリット、デメリットを考えながら調整していただきたいと、そのように思っております。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 議員の言葉をいただきまして大変ありがたいと思っております。今、給食センターで働いています会計年度任用職員の方も、そちらの会社で働いていただける方につきましては皆さん働いていただけるように、そういった調整もしなければならぬというふうに思っております。この業務の委託について御理解をいただきたいなと思います。

以上であります。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 最後に、歳入歳出全般について質疑を行います。ただし、歳入歳出双方に関連あるものに限定します。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、歳入歳出全般ということで、両方に関係します中山間地域直接支払事業についてお伺いいたします。

歳入のほうでは、15ページで1節農業費補助金の中山間地域直接支払事業補助金1,286万8,000円の減額、歳出のほうは43ページ、6款農業振興費の補助金で中山間地域直接支払事業1,715万7,000円の減額ということでありまして。先ほど副町長から説明を受けているところでありますが、これに係る当初の予算は、歳入が4,618万1,000円、歳出が6,143万6,000円ということで、町一般財源が1,525万5,000円と、そのように理解しておりました。

今補正で歳入の減額に伴って歳出も減額するものでありますが、ちなみに前年度令和2年度の歳出の実績は6,143万5,209円であります。補正後の予算額4,427万9,000円というのは、大変に大きな減額になろうかと思えます。先ほどの説明では制度に変更があったということではあります。年度に入ってからの変更というのはなかなか理解しがたいわけではあります。詳細をお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） まず、中山間地域直接支払制度でございますが、現在第5期ということになっております。先ほど副町長が予算のときに説明させていただきましたが、実は所得の超過者は対象面積から除外するということが基本的にはなりません。ただしということで、除外するのですが、地域の中核的リーダーの役割を担うということが条件で、対象面積に入れるということができておりました。陸別町では代々所得の超過者は皆さん地域の中核的リーダーを担っていただけたということで対象面積に入れて令和2年度まで処理しております。

ただし、国のほうの法改正が、実は第5期の令和2年度からでございますが大きく変わって、地域の中核的リーダーとは何ぞやということでリーダーのやるべき役割とかというようなものがそれぞれの集落に対していろいろ条件が出てきました。あと、地域の中核的リーダーということであれば、人数も制限を受けることになりました。陸別

町であると十数名というような上限が出ました。ほかにリーダーとして役割が増えてまいりました。これは実は第5期からのことですが、令和2年度は第4期から続けて進んでいたということで、令和2年度はそのまま第4期のやり方を踏襲させてくれるということで、それは全国的なものですが、国のほうで認めてもらいました。

第5期は令和2年度から令和6年度という期間ですが、第5期の2年目からきちんと直してくださいということで令和3年度から直すということになりましたが、春先の段階では、国の大規模な変更だったために、どのようにというようなことが明確でなかったために予算の計上はほぼ前年並みの金額でさせていただいております。

以上でございます。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいまの答弁でありますと、今後、当面こういう形に制度が変わるといたしますと、このような額しか見込めないということになると思います。そうしましたら、これまでの実施状況をいろいろ見ましたら、これは町の広報でも周知されているのですが、いろいろな事業をやっているわけでありまして、事業の支出の部分であります。調整が令和3年度から出てくるのだらうと思います。どのように減額分を吸収していくのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） 中山間地域の直接支払制度の交付金は、令和2年度と比較しまして、議員のお見込みのとおり1,500万円から1,600万円が減額になっております。そこの差でございますが、集落のほうの総会を経ました予算によりまして、個人個人の農家にお渡しする直接支払い費は、ほぼ同額というふうになっております。

どこで金額を調整したのかといいますと、実は将来的な事業のためにということで、基金に積立てしております。令和2年度でございますと、様々な目的にいろいろなことを将来やるときのための財源ということで1,900万円基金に積ませていただいております。そこが令和3年度でございますと約300万円ぐらい。ですから千五、六百万円ここで調整ということになります。

あと、小さいいろいろな対象事業でございますが、それはこの予算に関係なく、上限が2年、3年と増えたものもあれば減ったものもありますが、軽微なものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 積立金で調整するという答弁でありましたが、そういうふうにかまさんと、明日の一般質問にちょっと触れるところではありますが、防鹿柵の積立金もたしかあったと思います。こういうものはもうほとんど望めないと、そのような理解で

よろしいでしょうか。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） 令和2年度から令和3年度の積立金の調整でございますが、今、議員がおっしゃられたように、令和3年度につきましては、鹿柵の部分は新たに積み立てておりません。令和4年度以降につきましては、集落の総会を経ての話合いになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第5号令和3年度陸別町一般会計補正予算（第10号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第6号令和3年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから9ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第6号令和3年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第7号令和3年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第5号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから9ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、第2条、債務負担行為について質疑を行います。4ページの第2表を参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第7号令和3年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第8号令和3年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから7ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、第2条、債務負担行為について質疑を行います。

4ページの第2表を参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第8号令和3年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第9号令和3年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから7ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、第2条、債務負担行為及び第3条、地方債の補正についての質疑を行います。

4ページの第2表から第3表を参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第9号令和3年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第10号令和3年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから10ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、第2条、債務負担行為について質疑を行います。

4ページの第2表を参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第10号令和3年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第11号令和3年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第11号令和3年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

2時半まで休憩します。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時30分

○議長(本田 学君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第14 令和4年度町政執行方針・令和4年度教育行政執行方針

○議長(本田 学君) 日程第14 町長から令和4年度町政執行方針の申出がありますので、これを許します。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 令和4年陸別町議会3月定例会の開会に当たり、町政執行について私の所信と諸施策の一端を申し上げ、町議会議員の皆さん並びに町民の皆さんに町政全般への御理解と御協力をお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、国内感染者が令和2年初頭に確認されて以来、数度の感染の波がありましたが、依然として人々の生活や経済に影響を与え、大変厳しい状況

が続いております。

このような状況下において、国は新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとする新しい資本主義の実現を図るとしております。

国の令和4年度一般会計予算の規模は、前年度に比較し9,867億円、0.9%増の107兆5,964億円で、そのうち歳入における税収は7兆7,870億円、13.6%増の65兆2,350億円で、公債金は6兆6,710億円、15.3%減の36兆9,260億円となり、公債依存度は34.3%で、6.6ポイント減となっております。

公債金の内訳は、建設公債が6兆2,510億円、赤字公債が30兆6,750億円です。

また、歳出における国債費は24兆3,393億円、前年度に比較して5,805億円増加し、歳出全体の約22.6%を占めており、引き続き大変厳しい状況にあります。

なお、地方自治体に直接影響のある地方税、地方交付税等の地方一般財源総額については63兆8,635億円と、前年度と比較して7,203億円、1.1%の増となっております。

今後、国の財政政策、金融政策、成長戦略が地方経済にとって景気回復の実感が得られる確かなものとなるよう期待するところであります。

北海道の令和4年度一般会計予算案につきましては、総額3兆2,262億円であり、歳入における道税収入が8.5%増の6,222億円、地方交付税は1.0%増の6,370億円、道債は14.4%減の5,179億円となっております。国と同様に、非常に厳しい財政状況下での政策展開を行っており、道の実質公債費比率は全国の都道府県でも高く推移しているなど、今後においても難しい財政運営が続くことが想定されます。

当町におきましては、第6期陸別町総合計画に掲げました「人と自然が響き合う 日本一寒い町 りくべつ」の将来像に向かって、着実な施策の取組と計画の達成を実現してまいります。

当町の人口減少、少子高齢化は一段と進んでおり、基幹産業である農業及び林業をはじめ、商工業を含めた全産業において、その深刻の度合いがより一層増している現状にあります。

人口減少、少子高齢化の課題に対しましては、長期的な視野に立って将来の町のあり方を見出していく過程におきまして、その対策にあらゆる施策を講じてまいります。

国内において、近年、大規模な自然災害が多発していることを念頭に置き、引き続き町民の皆さんが安心して安全に暮らせるよう、計画的に防災・減災の施策を推し進めてまいります。

一方で、町の財政運営につきましては、実質単年度収支が平成27年度決算から6年連続でマイナスとなるなど、大変厳しい状況が続いておりますことから、まちづくりと財政健全化を両立させるための施策を講じてまいります。

いま一度、町議会議員の皆さん並びに町民の皆さん、職員共々知恵と工夫を出し合っ
て大胆な発想の転換を図ってまいりますので、御理解と御協力を賜りますよう心よりお
願い申し上げます。

令和4年度の陸別町予算の総額につきましては、前年度当初予算と比較しますと、1
億2,801万円、1.99%減の63億1,069万円、一般会計では1億3,009万
円、2.63%減の48億1,533万円となる予算を計上いたしました。

地方交付税につきましては、国の地方財政計画等の動向を見極めながら、前年度当初
予算と比較して4.83%を増額した21億6,741万円を計上いたしました。

臨時財政対策債につきましては、前年度当初予算額と比較して75.85%減額の2,
827万円を計上いたしました。

また、一般会計におきましては、財政調整基金、減債基金、いきいき産業支援基金や
公共施設等維持管理基金など7億3,995万円を取り崩し、地方債は4億8,047万
円を借り入れて収支のバランスを図ったところであります。

なお、一般会計、特別会計の前年度当初予算との比較につきましては、次に記載のと
おりとなっております。

令和4年度につきましては、前年度に引き続き老朽化した公共施設等の改修や新型コ
ロナウイルス感染症対策に係る必要な予算を計上しております。

続きまして、令和4年度当初予算案に計上いたしました主な事業の概要について、項
目ごとに御説明申し上げます。

まず、総務費関係について申し上げます。

町民の皆さんがより利用しやすい地域交通の確保のため、デマンド型乗合タクシー運
行事業に取り組んでまいりました。8か月間の実証期間を経て、利用者皆様の御意見を
踏まえて、事業者や関係機関との協議を行い、利用者の利便性を高めるため、令和4年
度は「乗合タクシー」ではなく、「一般乗用旅客自動車運送事業」に対し助成する方法
に変更し、必要な予算を計上いたしました。

次に、役場庁舎等の改修についてであります。

役場庁舎は、建築後30年以上が経過し、老朽化による改修時期を迎えており、令和
2年度から、その優先度を勘案して計画的に改修を行っております。

令和4年度につきましては、令和3年度に引き続き、屋上防水改修工事を行うほか、
温度調節等も不完全な状態となったボイラー・ポンプ・制御盤の更新や換気設備の整
備、電気設備の整備・更新と衛生器具・給排水設備等の更新に係る実施設計を行いま
す。

また、供用開始以来使用してきましたタウンホールの音響設備につきましても、老朽
化により支障を来しているため、令和4年度から2か年の計画で機器の更新を行ってま
いります。

全国の多くの皆様から御寄附をいただいておりますふるさと納税についてであります

が、今後も寄附者の善意に対する謝礼として、返礼品に用いる地元の産品などの充実を図り、ふるさと納税の促進を図ってまいります。

また、御寄附の際に御指定されました目的基金に一旦積み立て、それぞれの目的に沿って大切に使用させていただきます。

次に、移住・定住対策についてであります。

移住・定住対策では、長期滞在型移住体験住宅3棟、新たな移住者を受け入れるための移住産業研修センター8戸を確保しており、定住促進対策といたしましては、十勝東部森林管理署所有住宅4戸について、引き続き借り受けることといたしました。

平成29年度から陸別町の定住人口の確保対策として実施しております移住定住促進住宅建設等補助事業につきましても、継続して実施してまいります。

地方創生推進交付金事業につきましては、継続して十勝総合振興局と十勝管内17市町村による連携事業となります交通ネットワークを活用した地域活性化交流推進事業、北海道十勝地域と東京たいとう・すみだ連携事業及び北海道が事業主体となるUIJターン新規就業支援事業に取り組みます。

次に、地域活性化の推進についてであります。

地域経済の活性化と雇用の創出を図るという難しい課題ではありますが、この課題を克服すべく引き続き取組を進めてまいります。

ミネラルウォーター「陸別百恋水」につきましては、令和4年度は新たな製造は行わず、令和3年度に製造したものを活用し、引き続き陸別町のPR強化と町内外での販売強化を図ってまいります。

薬用植物研究事業につきましては、取組を始めてから8年が経過し、各種薬用植物の多くのデータが蓄積されましたので、今後は、その研究成果を生かし、有益な薬用植物の活用方法について検討してまいります。

次に、保健福祉関係について申し上げます。

今議会に提案させていただきます「第1期陸別町地域福祉計画」及び令和2年度に策定しました第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、第1期障がい者基本計画、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画に基づき、中長期的な視点から施策の展開を見据えて、高齢者が住み慣れた地域で安心して、障がいのある方もより生き生きと暮らし、子どもたちを大切に育てていくために、これらの計画の着実な取組が図られるよう努めてまいります。

令和3年度から進めております生活困窮者自立相談支援事業に、引き続き取り組んでまいります。

また、高齢者や障がい者の世帯等に対する冬期の経済的負担を軽減することを目的として、対象となる世帯1世帯に1万円の商品券を支給する冬期生活支援事業に係る必要な予算を計上いたしました。

将来的に独居の高齢者や障がい者等の支えとなる成年後見制度利用支援についても、

引き続き推進してまいります。

これからの超高齢化社会、障がい者との共生社会においては、社会福祉の向上がまちづくりの基本でありますので、よりきめ細やかなサービスを目指してまいります。

防犯灯のLED化につきましては、共栄第2の34基について設置してまいります。

次に、子育て支援についてであります。

当町では、妊娠期から出産・育児、そしてお子さんが18歳になるまで、切れ目のない支援を目指し、令和3年度に子育て世代包括支援センターを設置しております。

育児に関しましては、保育料の無償化、保育ママ制度、学童保育所の開設、給食費の無償化、子ども医療費の助成によって18歳までの医療費を無料にするなど、これらの制度につきましては、引き続き行ってまいります。

次に、衛生関係について申し上げます。

保健事業では、保健指導担当をはじめ、国保担当や診療所担当の連携によりまして、当町の特定健診の受診率が令和2年度は71.4%となりました。これは、初めて全道で1位となり、十勝では5年連続で1位という記録であります。

これからも、町民の皆さんに御理解と御協力をいただきながら、引き続き各種検診等の受診率の向上、生活習慣病予防のみならず疾病の早期発見・早期治療につながるよう努め、あらゆる機会を利用して健康についての相談や指導を継続して行ってまいります。

屋上からの著しい雨漏りが発生している保健福祉センター・診療所ではありますが、令和3年に引き続き、屋上の全面改修に必要な予算を計上いたしました。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンにつきましては、令和3年度中に3回目の接種が始まっております。引き続き新型コロナウイルスワクチン接種に必要な予算を計上いたしました。

平成14年に供用開始しました小利別地区専用水道は20年が経過し、長寿命化及び防災・減災のため、令和2年度から機器の更新を行ってきており、令和4年度が最終年となります。

次に、労働対策について申し上げます。

町単独の緊急雇用対策事業及び地元雇用促進事業につきましては、就労環境の安定を図ることはもとより、町内の全産業において労働力不足が深刻な課題となっていることから、事業所等における雇用促進並びに長期雇用につながるよう一部制度を改正し、引き続き必要な経費を計上いたしました。

次に、基幹産業である農林業について申し上げます。

酪農畜産業は、競争力強化や労働環境の改善を目的とした経営の効率化を図るために大規模化が進められてきました。同時に、十勝の最上流域に位置する陸別町として、豊かな自然環境と共生していく中で、循環型の酪農畜産経営を確立していくことが大変重要な課題となっております。

その手段の一つであるバイオガスプラント建設事業につきましては、令和2年度に着手し、3年目であります。令和4年度に完成し、試験運用が始まる予定であります。

経営安定のための各種資金利子補給事業、新農業人育成事業などの農業施策及び優良家畜導入支援事業につきましては、引き続き必要な経費を計上いたしました。

道営事業は負担金事業として行われますが、陸別第2地区草地畜産基盤整備事業、第2上陸別地区道営担い手畑地帯総合整備事業、トマム地区道営農地整備事業、トマム第2地区道営農地整備事業、中陸別地区道営農道整備特別対策事業に対する必要な経費を計上いたしました。

農畜産物加工研修センター関係であります。

鹿肉を活用した「しぐれ煮」、「ジャーキー」をはじめ、「低温殺菌牛乳」の製造を継続するとともに、新たな地場産品の研究開発を進めてまいります。

次に、林業関係であります。

森林環境譲与税事業につきましては、林業担い手対策事業に新たなメニューを加えたほか、地域山林活性化推進事業、私有林の森林作業道補修事業や私有林整備事業に対し、助成を行います。植林意欲を促すことによって山林の荒廃を防ぎ、将来の豊かな森づくりへの布石になるものと考えております。

町有林管理事業につきましては、森林環境保全整備事業において、団地ごとに計画をもって植栽、下刈り、間伐、地ごしらえ等を実施するとともに、民有林の振興につきましては、民有林造林促進事業並びに豊かな森づくり推進事業に引き続き必要な経費を計上いたしました。

森林の保全対策としまして、小規模治山事業を実施するために必要な予算を計上いたしました。

次に、商工業の振興について申し上げます。

中小企業融資制度預託金、融資制度保証料補給、利子補給事業及び小規模企業等振興事業につきましては、継続してまいります。

商工会が令和4年度も実施するプレミアム商品券発行事業につきましては、引き続き20%のプレミアム分を補助することとし、必要な経費を計上いたしました。

また、日産自動車購入助成事業につきましても、継続してまいります。

観光の振興についてであります。

令和3年度に予定されていた第40回「しばれフェスティバル」は、開催準備を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症の第6波の急速な感染拡大により、実行委員会等の苦渋の決断により2年連続の中止となりました。令和4年度は、改めて節目の第40回として、歴史あるイベントの開催に向け、所要の予算を計上いたしました。

今後も町民の皆さんの御理解と御協力をお願いいたします。

また、「オフロードレース大会」や観光協会が主体となって実施されています「ふるさと銀河線りくべつ鉄道まつり」など各種イベントにつきましては、継続して実施され

ますことを関係団体をお願いするところであります。

なお、道の駅として御利用いただいているふるさと交流センターであります。町民の皆さんはもちろん、町外から訪れる方にも御利用いただくため、新たにワーケーションブースを設置する費用を計上いたしました。

次に、銀河の森の振興について申し上げます。

コテージ村管理事業につきましては、年々インターネットによる予約の割合が増加しております。施設環境につきましては、利用された方の好評価をいただいておりますので、引き続き適切な管理運営を継続し、利用者の増加を図ってまいります。

天文台管理事業につきましては、各種イベントの企画や工夫により、これからも多くの方々に来ていただけるよう努力してまいります。

また、関係する名古屋大学・北海道大学・北見工業大学・国立環境研究所・国立極地研究所で実施する出前授業などの社会連携事業を通して、これからも陸別町の子どもたちが自然科学に触れ合う機会をつくってまいります。

次に、道路網の整備について申し上げます。

北海道横断自動車道につきましては、令和3年度に念願でありました陸別足寄間の事業再開が正式決定されました。住民の安心安全・医療・経済・観光など、あらゆる面で地域への寄与が期待できることから、現在工事が進められている陸別小利別間と併せて、引き続き早期完成に向けて強く要望してまいります。

主要道道津別陸別線の線形改良工事等につきましては、なかなか進捗していない状況ではありますが、北海道に対して下陸別・中陸別地区の着工と本路線の早期完成に向けて、引き続き要請活動を行ってまいります。

町道整備についてであります。

町道トマム川沿線の舗装及び町道東1条仲通りと新たに着工する町道駅南通りの歩道改良工事などに係る経費を計上いたしました。

町道に架かる橋梁につきましては、通学橋と下陸別橋の補修工事と桂庵橋の調査設計を実施いたします。

また、橋梁長寿命化計画に基づき、橋梁点検に必用な経費を計上いたしました。

街路灯のLED化につきましては、つつじヶ丘通りほかの街路灯11基について設置してまいります。

次に、河川管理についてであります。

当町が管理する普通河川ウリキオナイ川ほかの護岸補修工事に必要な経費を計上いたしました。

次に、住宅整備についてであります。

町営住宅改修事業につきましては、第2緑町団地の住宅7戸の電気温水器更新、第1若葉団地・第2若葉団地の住宅共用部非常用照明の更新工事を実施いたします。

町営住宅整備事業につきましては、新町団地特定公共賃貸住宅2棟4戸の建設工事、

新町団地2棟8戸の解体、新町団地4棟8戸の屋根塗装工事、新町団地U・V棟の実施設計業務を実施いたします。

次に、消防、防災関係につきまして申し上げます。

消防庁舎地下貯油槽を撤去するために必要な経費を計上いたしました。

防災関係につきましては、現在使用している移動系の防災無線が平成5年度に更新したアナログ方式であり、機器の老朽化に加えて新規開局ができないという理由などから、デジタル化に向けて令和4年度に電波伝搬調査と実施設計を行い、その後2か年で機器を更新する計画であります。

教育関係につきましては、教育委員会の意向に基づき、必要な経費を予算計上しております。

教員住宅につきましては、令和3年度に実施できなかった昭和54年建設の教員住宅1棟1戸の建替えに伴う解体及び建設、外溝工事に係る必要な経費を計上いたしました。

英語指導助手招へい事業につきましては、生きた英語を子どもたちに伝えることや国際交流事業のさらなる充実を図るため、引き続き所要の経費を計上いたしました。

子育て支援の一環としまして、小学校・中学校の修学旅行費用の一部助成や陸別町奨学資金貸付、小学生及び中学生の給食費を補助する学校給食費子育て支援事業は、引き続き実施してまいります。

学校施設関係では、小学校・中学校の職員室などの空調設備の整備を行います。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

国民健康保険の運営につきましては、北海道が財政運営の主体となって5年目となります。北海道全体の医療費は、今後も伸びることが予想されておりますが、安定的な財政運営を持続していくためには、それぞれの市町村において医療費を抑制する努力を継続していかねばなりません。

健康診断の受診率を高めることで、疾病の早期発見・早期治療につながり、結果として医療費の抑制が図られることとなりますので、特定健康診査等の事業について、引き続き所要の予算を計上いたしました。

次に、診療所の運営関係について申し上げます。

国民健康保険関寛斎診療所の運営につきましては、町内唯一の医科医療機関として町民の皆さんの命を守るという大切な使命を帯びた施設でありますので、今後とも関係職員と対話を重ね、一体となって収支改善とともに安定した医療体制の確立維持に努めてまいります。

なお、令和4年度では、超音波画像診断装置など更新時期が過ぎた必要な医療機器の更新費用について予算を計上いたしました。

次に、簡易水道事業及び公共下水道事業関係について申し上げます。

簡易水道事業につきましては、陸別浄水場の機械設備及び減圧弁の分解整備などを行

い、適正に管理を進めてまいります。

下水道事業につきましては、平成9年度から供用開始しており、水洗化率は、令和2年度末で92.2%になっております。

また、令和元年度に策定いたしました下水道ストックマネジメント基本計画に基づく下水道施設の長寿命化を図るため、陸別浄化センターの汚泥脱水設備更新に係る所要の予算を計上いたしました。

介護保険事業、後期高齢者医療関係につきましても、所要の予算を計上いたしました。

以上が、令和4年度の町政執行に臨む所信と主な施策並びに予算であります。

冒頭にも申し上げましたが、国においては、経済財政運営に当たり、まずは経済をしっかり立て直し、財政健全化に向けて取り組み、その上で「成長の分配と好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとする新しい資本主義の実現を図るとしております。

令和3年度は、コロナ禍が長期化する中、夏の東京オリンピックと冬の北京オリンピックが開催されました。

コロナ禍での開催のため、世界各国から選手及び関係者が集まることなどに賛否が問われたところですが、その中であって、選手たちが活躍する姿には勇気と感動をもらい、私たちは改めてウィズコロナからアフターコロナに対応しながら前に進んでいかなければならないと感じたところであります。

いまだコロナ禍の終息が見えない中、人口減少や高齢化など課題も多く、今後のさらなる難しい局面を迎える場面が来ることも考えられますが、誰もが住みやすい安心・安全なまちづくりを行い、町民の皆さんと一緒に「小さくても清らかで輝ける町」を目指して努力していく所存であります。

議会並びに町民の皆さんの一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げまして、令和4年度の町政執行方針といたします。

○議長（本田 学君） 次に、教育長から令和4年度教育行政執行方針の申出がありますので、これを許します。

有田教育長。

○教育長（有田勝彦君）〔登壇〕 令和4年陸別町議会3月定例会の開会に当たり、教育行政の基本的な考え方と主要な方針について申し上げます。

今日の社会は、少子・高齢化が進行し、地域経済や人々の暮らしに不安が広がる中で、人々の価値観や生活様式が大きく変わり、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、家庭・地域の教育力の低下などの課題が指摘されております。

中央教育審議会の答申「令和の日本型学校教育の実現に向けて」では、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学び協働的な学びを実現するためにICTは必要不可欠とし、これまでの教育の実践とICTを最適に組み合わせる必要性を示していま

す。

本来生まれ育ったところによって、身につく力に大きな差があることはあってはならないとする教育の機会均等の下、学びの充実と新型コロナウイルス感染症対策の両立に全力を挙げて取り組んでまいります。

教育委員会といたしましては、「陸別の子は陸別で育てる。」という理念の下、子どもたちの成長を共に担うとともに、新生活スタイルに沿った、町民誰もが学びを生かす地域社会の充実、そして本町の恵まれた豊かな自然、地域資源を生かした教育行政の推進に努めてまいります。

第1に学校教育の推進であります。

学校教育につきましては、「社会で生きる力の育成」、「豊かな人間性と健やかな体の育成」、「地域総がかりで学びを支える体制の構築」、「学びをつなぐ学校づくりの実現」を柱とし、本町の特性を生かした「地域とともにある学校づくり」に取り組んでまいります。

子どもたちの健康と安全を守りながら学びを保障していくことができるよう、主体的・対話的で深い学びを実践し、児童・生徒に将来必要な資質・能力を身につけさせるとともに、道徳科、ふるさと科、土曜授業や読書活動などを通して、急激に変化する社会を生き抜く力と、変化の本質を見抜き、主体的に社会に参画できる力を身につかせ、ふるさとへの誇りや愛着、思いやりの心など、豊かな教養に基づく、社会に貢献する力を育ててまいります。

また、全国体力・運動能力、運動習慣等調査などの活用・分析により、小中連携による体力向上、健康教育の充実、新型コロナウイルス、インフルエンザなどに対する予防、感染症対策及びフッ化物洗口の実施により、家庭や地域と連携した健康的な生活習慣の確立と健康面に対する正しい知識の周知徹底に努めるとともに、新しい生活様式の下で取組を引き続き推進してまいります。

現在、陸別小学校と陸別中学校では、「学力の定着」、「豊かな人間性と社会性の育成」、「9年間を見通した一貫性・継続性のある指導」、「ふるさと教育の充実」などの取組を重点目標として小中一貫教育を推進しておりますので、引き続き「学校運営協議会」、「地域学校協働本部」が一体となって連携し、学校、地域全体で教育の質を向上させ、持続可能な社会の創り手となるよう取り組んでまいります。

特別支援教育についても組織的・継続的な取組を進め、陸別町子ども発達支援連絡会の定例開催など、関係機関の連携強化による切れ目のない支援の充実を図ってまいります。

児童生徒には一人1台のタブレットなどの情報通信端末機器を配備し、デジタル教科書の導入促進、ICT支援員の配置など、ICTを効果的に活用した授業実践の普及に努めるとともに、全国学力・学習状況調査などの活用・分析、英語指導助手等による小中学校の英語力・コミュニケーション能力の向上に努めてまいります。

陸別町保・小連携連絡会推進会議では、スタートカリキュラムを作成し、保育所園児の小学校への入学がスムーズにつながるよう、交流や参観を実施して、小学校と保育所の連携の充実に努めてまいります。

学校施設における教育環境の充実につきましては、子どもたちの安全な学習・生活の場、地域住民の防災拠点として、学校施設の改修整備を計画的に推進します。既に教室に完備されているエアコンを職員室等にも拡充し、整備済みの空調機器、水道蛇口改修、体温計測器、消毒器、二酸化炭素濃度測定器等とともに充実に努めてまいります。

また、陸別小学校における公務補業務委託につきましては、新たに障害就労支援者を雇用し、指導職員とともに業務を遂行することといたしました。このことにより、障がい者の一般就労への定着と子どもたちが障がいのある方と接する機会を持つことにより、福祉教育、情操教育の推進を図ってまいります。

信頼される学校づくりを、信頼される教職員になるために、地方公務員である公立学校の教職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては、全力を挙げて職務に専念することがサービスの根本基準として定められています。

学校教育は町民の信頼の上に成り立つものであり、教職員一人一人がサービス規律の確保や法令遵守について高い意識を持つことが求められていることから、校長教頭会議、職員会議などを通して全体で意識の高揚を図ってまいります。

子どもたちや学校現場を取り巻く環境は大きく変化していますが、学校長の経営方針に基づき、「すべての子どもたちの可能性を引き出す。」という創意工夫ある取組へとつなげ、教職員の資質・能力の向上を図るとともに、校内、関係機関等における研究活動の充実、研修会への参加、教育局指導主事の指導を受けながら、子どもたちの学びの保障と感染予防の両立に向けて、使命感を持って取り組んでまいります。

教職員の長時間労働を改善するため、「学校における働き方改革陸別町推進プラン」に基づき、学校閉庁日や部活動休養日の取組、学習支援員、特別支援補助員、事務補助職員の配置、また小学校教科担任制導入に向けた中学校教諭による英語専科、教員免許所有の教育委員会職員による理科専科の授業などに取り組み、その効果検証と改善を図りながら、着実に進めてまいります。

子どもたちが様々な人々と関わり、多様な経験を重ねながら、たくましく成長していくためには、学校教育だけではなく、家庭や地域と連携することが必要であります。

いじめやネットトラブル、不登校など、様々な課題を解決するためには、学校全体で未然防止、早期発見、早期対応に取り組む細やかな対応が重要ですが、家庭学習の習慣化とSNS、テレビゲームなどに依存しない望ましい生活習慣の定着に向けて、学校・家庭・地域・行政が連携を深め取り組んでまいります。

また、子育て、家庭環境の充実、支援に向けた保護者負担軽減のため、就学援助費、修学旅行費の一部助成、奨学資金の貸付と各種検定料の無償化については継続してまい

ります。

児童生徒の安全確保につきましては、日頃から登下校時における児童生徒に対する指導をはじめとして、「春、冬の通学路の点検」や「交通安全教室」、「一日防災学校」を開催して、関係機関と連携した推進体制の構築と自己防衛意識の高揚を図るため、安全教育の指導に取り組んでまいります。

また、小学校においては、子どもたちを地域の目で見守る校区支援ネットワークの取組に対して、市街地の全自治会から御賛同をいただき、情報の共有化と安全確保に努め、登下校時の街頭指導に御協力をいただいております。

スクールバスにつきましては、現在運行しております4路線のうち、小利別線の中型バス1台の更新を予定しておりますので、必要な予算を計上いたしました。

第2に社会教育・生涯学習の推進であります。

平成18年に戦後初めて改正された教育基本法には、新たに「生涯学習の理念」が加えられ、「国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな生活を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において、学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」とされています。

社会教育・生涯学習につきましては、「地域づくりにつながる生涯学習の充実」を柱とし、令和3年度からスタートしました第9期陸別町社会教育計画に基づき、活力ある地域づくりを推進するため、生涯にわたる学習活動の促進に向けた多様な学習機会の充実、その推進に向けた人材育成、学習拠点としての社会教育施設等の機能充実など、町民が求めている学習メニューの提供のために関係機関・関係各課と連携してニーズの把握と拡充に努めてまいります。

町民への学校開放の拡充といたしましては、陸別中学校で一部の授業限定となりますが、自己の学習意欲を高め、子どもたちの学びを身近に感じていただけるよう、教室内での授業見学に取り組んでまいります。

公民館は、地域の社会教育活動の拠点であり、地域の住民であれば誰でも気軽に利用できる地域のお茶の間の施設であります。現在配置している図書館司書の業務を広げながら、図書室の活性化、読書活動の推進など公民館活動の充実を図ってまいります。また、町民の文化活動の拠点として重要な役割を果たすタウンホールは、老朽化が進んでおりますので、設備改修につきまして必要な予算を計上いたしました。

この2年、中止が続いています「中学生等海外研修派遣事業」につきましては、この体験を通して生きる力が身につき、子どもたちの成長に大きく寄与してる本町ならではの研修事業であります。小学校から取り組んでいます外国語活動、外国語科について、ホームステイ先などでその成果の進捗と効果などを検証し、改善を図りながら今後も継続してまいります。令和3年度まで参加者の自己負担は上限を10万円としていましたが、保護者負担軽減のため、大幅に減額した内容といたしました。

令和3年度まで取り組んできました「冒険・体感 i n とうきょう派遣事業」につきましては、令和4年度より事業内容を大きく見直し、地域のよさや課題、よりよいまちづくりの方策について、集団での様々な考える体験活動を通して、協調性や社会性などを育むとともに、コミュニケーション能力の向上を図り、地域活動に参画するリーダーを育成することを目的とする「魅力体感 i n りくべつ事業」として、ネイパル足寄など近隣での宿泊体験をメインに実施し、その効果と検証と改善を図りながら取り組んでまいります。

学童保育所は、共働き等による放課後の保育が困難な家庭を対象とする子育て支援事業であります。今後も小学校や保育所と連携し、待機児童を生じさせない方針を継続しながら児童の保育に努めてまいります。

文化の振興につきましては、芸術や文化活動への意識を高め、心の豊かさと潤いをもたらし、活力ある地域づくりの基礎となります。

本町の文化芸術活動は、陸別町文化協会加盟団体とふるさと劇場の活動が中心となっており、多くの社会教育団体が活躍している場でもあります。それぞれの団体は陸別町文化祭のほか、ふるさと劇場の芸術鑑賞事業、文芸誌「あかえぞ」、郷土史「郷土研究」の発刊、公民館講座の参画、学校支援など地域の教育力向上に直結する活動を続けています。人口減少や高齢化などにより、活動の縮小や活動内容の固定化など、活動団体を取り巻く環境は厳しい状況が続いていますが、町民による活発な文化活動が進められるよう支援してまいります。

文化財の保護と活用につきましては、町民の郷土に対する理解と関心を高めるとともに、地域の歴史や文化、風土を内外に発信する上で大きな役割を担っています。

関寛齋資料館をはじめ、国指定史跡ユクエピラチャシ跡や町指定文化財、郷土資料など恵まれた環境にあります。町民の文化財保護の意識が十分に醸成されているとはいえず、その活用と理解を得るためにも、移動研修や町民見学会、ふるさと科授業などに取り組み、より一層町内外へ文化財の発信を推進してまいります。

関寛齋の顕彰活動につきましては、関寛齋資料館などを核として、関寛翁顕彰会による研究や交流が行われており、この先人が残したすばらしい財産を次世代に継承するため、町民レベルでの活動が活発に行われていますので、引き続き支援してまいります。

第3にスポーツの振興であります。

スポーツ基本法では、「スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらにスポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。」と記されています。

地域交流・振興も目的の一つであり、地域の世代間交流に大きく貢献している「町民スポーツレク大会」や「スポーツの集い」などの自治会対抗のスポーツにつきましては

は、新型コロナウイルス感染症対策や各自治会の参加協力など、今後の継続開催に向けて、課題の整理に取り組んでまいります。

子どもから高齢者まで町民の健康増進を図るため、気軽に参加できるスポーツ教室やスポーツ大会を開催し、健康・体力づくりに取り組む機会の拡充に努めておりますが、人口減少によりスポーツ人口にも影響が見られ、さらにはスポーツ施設の老朽化が進んでおり、その対策が急務となっております。

スポーツ推進委員や体育連盟・スポーツ少年団、保健福祉センターとの連携を図りながら、スポーツを楽しむ機会や良好なスポーツ環境を整備するため、スポーツ団体への支援やスポーツ振興基金を活用した助成事業を進め、喫緊の課題でありますスポーツ施設などの計画的な整備、維持管理につきましては、「陸別町教育施設長寿命化計画」に基づき、取り組んでまいります。

特に老朽化の著しい町民水泳プール改築については、最優先課題と位置づけ、早急に必要な方向性を明確にしてまいります。

第4に給食・食育の推進であります。

学校給食は、生きた教材として子どもたちの適切な栄養の摂取や健康の保持増進、食に関する正しい理解を深めるために提供されています。給食は、望ましいエネルギー量やその他の栄養素の量が学校給食摂取基準で定められているほか、衛生面に関しても学校給食衛生管理基準で厳しく管理されています。食物アレルギーを持つ子どもたちへの対応も個々に面談を行いながら、献立の工夫、給食物資の選定など、安全で安心できる給食の提供に取り組んでまいります。

給食業務において、重要な役割を担う調理員等につきましては、安定的な人材確保に努めた運営に取り組むため、新たに給食センター職員の採用と調理員を調理等業務委託とするため、必要な予算を計上いたしました。

給食の時間における指導は、給食の準備から後片付けまでの一連の指導の中で、食事のマナーなどを習得させ、授業や収穫体験などを通して、食への興味を深める取組を進め、食の大切さや感謝の気持ちが育まれるよう推進してまいります。

保護者や地域との連携につきましては、主に給食だよりを通じて給食及び食事についての情報提供を行い、陸別町給食センター運営委員会を開催するなど、理解と協力が得られるよう努め、年1回町民の給食試食会を引き続き実施してまいります。

これからも、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、その可能性を引き出す学びの充実に向けた教育環境の向上と、全ての町民が生涯にわたり、その生活を豊かにするため、スポーツや文化芸術活動を通じた健康増進、地域振興や共生社会の実現に向けて、学校、家庭、地域や各関係機関と連携を深め、職員一丸となって現状に立ち止まらない積極的な教育行政を推進し、町民の付託に応えるよう努めてまいります。

町議会並びに町民皆様の御理解と御協力をお願い申し上げまして、教育行政執行方針といたします。

○議長（本田 学君） 以上で、令和4年度町政執行方針並びに教育行政執行方針を終わります。

なお、本執行方針に係る一般質問の追加は、本日午後5時までに提出してください。

◎散会宣告

○議長（本田 学君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 3時23分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員